【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年２月19日
【発行者名】	大和住銀投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　多田　正己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
【事務連絡者氏名】	ディスクロージャー部 植松　克彦
【電話番号】	03-6205-0200
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０ 大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０ 大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各々につき、１兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０

（以下、上記ファンドを総称して「当ファンド」または「大和住銀ＤＣ年金設計ファンド」といい、必要に応じて、大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０を「年金設計３０」、大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０を「年金設計５０」、大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０を「年金設計７０」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である大和住銀投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各々につき、１兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額＊とします。

＊基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの基準価額については、お申込みの各販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

大和住銀投信投資顧問株式会社
＜インターネットホームページ＞http://www.daiwasbi.co.jp/
＜お電話によるお問い合わせ先＞受付窓口：（電話番号）0120-286104
受付時間：午前９時から午後５時まで（土、日、祝日除く。）

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

販売会社によって異なります。ファンドの申込単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

平成27年２月20日から平成28年２月19日までです。

（申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（販売会社）については、下記までお問い合わせください。
大和住銀投信投資顧問株式会社
＜インターネットホームページ＞http://www.daiwasbi.co.jp/
＜お電話によるお問い合わせ先＞受付窓口：（電話番号）0120-286104
受付時間：午前９時から午後５時まで（土、日、祝日除く。）

(９)【払込期日】

①申込代金については、販売会社の定める期日までにお支払いください（詳細はお申込みの販売会社までお問い合わせください。）。

②申込期間中に、投資家から申込まれた振替受益権に係る取得申込みの発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社によって委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

①振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

②日本以外の地域における発行

ありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(１)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて世界各国の株式および公社債へバランス運用を行うことにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

②ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表＞

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

※商品分類表の各項目の定義について

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合…目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜属性区分表＞

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （資産複合 （株式、債券）、 資産配分固定型）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）、資産配分固定型））
…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて実質的に複数資産（株式、債券）を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

年１回…目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含む）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③ファンドの特色

イ．主として国内株式、国内債券、海外株式、海外債券へ分散投資を行う各マザーファンドへ投資を行うことにより、リスクの低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。

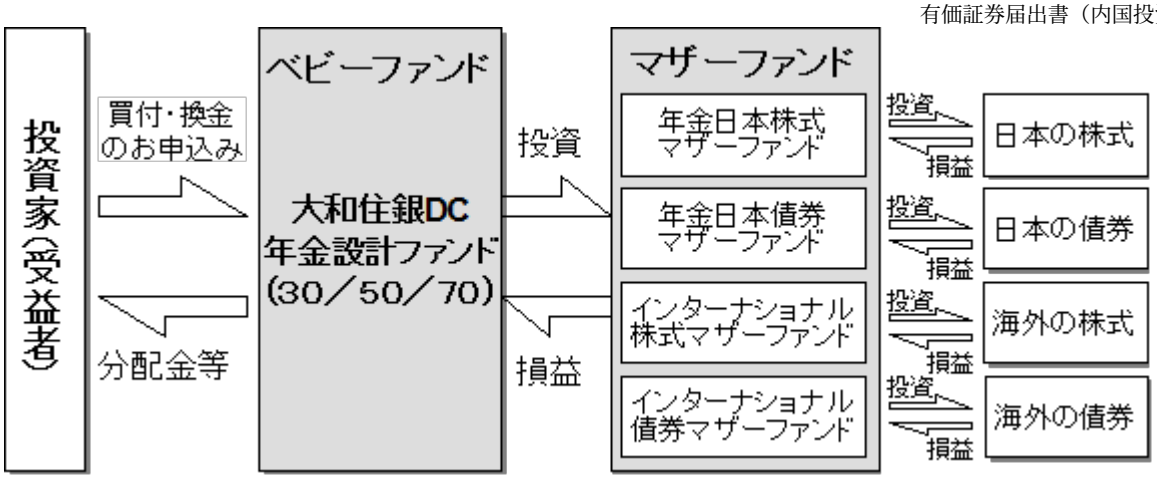

年金日本株式マザーファンド、年金日本債券マザーファンド、インターナショナル株式マザーファンドおよびインターナショナル債券マザーファンドを主要投資対象とします。なお、株式・公社債等に直接投資することがあります。

ロ．資産配分の異なる３つのファンドからご選択いただけます。

＜基本資産配分＞

資産	国内株式	国内債券	海外株式	海外債券
対象マザーファンド	年金日本株式マザーファンド	年金日本債券マザーファンド	インターナショナル株式マザーファンド	インターナショナル債券マザーファンド
年金設計３０	２５％	６０％	５％	１０％
年金設計５０	３５％	４０％	１５％	１０％
年金設計７０	５０％	２０％	２０％	１０％

※資産配分は、基本資産配分より、原則としてそれぞれ±５％の範囲内で行います。

ハ．海外資産の運用は、Ｔ．ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドが行います。

インターナショナル株式マザーファンドおよびインターナショナル債券マザーファンドにおける運用指図にかかる権限をＴ．ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドへ委託します。

＜Ｔ．ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドの概要＞
同社（所在地：英国ロンドン）は、米国Ｔ．ロウ・プライス・グループの運用会社です。同グループの代表的な会社であるＴ．ロウ・プライス・アソシエイツ・インクは、1937年に設立された会社で、グローバルに資産運用業務を行っております。Ｔ．ロウ・プライス・アソシエイツ・インクの親会社であるＴ．ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の上場会社であり、また、Ｓ＆Ｐ500インデックスの採用銘柄です。Ｔ．ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドは、Ｔ．ロウ・プライス・グループの運用技術および調査能力を活用することができます。

ニ．実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

ホ．各マザーファンドの運用は、各資産のベンチマーク（下記参照）を中長期的に上回る投資成果を目指して運用を行います。

資産	ベンチマーク
国内株式 （年金日本株式マザーファンド）	ＴＯＰＩＸ（東証株価指数・配当込み）

国内債券 （年金日本債券マザーファンド）	ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合
海外株式 （インターナショナル株式マザーファンド）	ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（円換算）
海外債券 （インターナショナル債券マザーファンド）	シティ世界国債インデックス （除く日本、円換算）

◆ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。ＴＯＰＩＸの算出において、電子計算機の障害または天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、その算出を延期または中止することがあります。また、株式会社東京証券取引所は、ＴＯＰＩＸがいかなる場合においても真正であることを保証するものではなく、同指数の算出において、数値に誤謬が発生しても、株式会社東京証券取引所は一切その賠償の責めを負いません。

◆ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合は、野村證券株式会社が公表している債券指数で、野村證券株式会社の知的財産です。当該指数に関する一切の知的財産権とその他の一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

◆ＭＳＣＩコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数です。ＭＳＣＩインデックスに関する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。またこれらの情報は信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（円換算）とは、米ドルベースのＭＳＣＩコクサイ・インデックスを委託会社が円換算したものです。

■ベンチマーク構成国（2014年12月末現在）
オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、香港、アイルランド、イスラエル、イタリア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、シンガポール、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカ
（注１）ベンチマーク構成国以外の国の株式へ投資する場合があります。
（注２）ベンチマーク構成国は今後変更になる場合があります。

◆シティ世界国債インデックス（除く日本）とは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算）とは、米ドルベースのシティ世界国債インデックス（除く日本）を委託会社が円換算したものです。

■ベンチマーク構成国（2014年12月末現在）
アメリカ、カナダ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、ポーランド、ノルウェー、シンガポール、マレーシア、メキシコ、南アフリカ
（注１）ベンチマーク構成国以外の国の債券へ投資する場合があります。
（注２）ベンチマーク構成国は今後変更になる場合があります。

へ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

（参考）マザーファンドの特色

１　年金日本株式マザーファンド

(１)わが国の株式を主要投資対象とし、ファンダメンタル価値比割安性（バリュー）を重視し、収益性・成長性を勘案したアクティブ運用により信託財産の長期的な成長を目指します。

(２)ＴＯＰＩＸ（東証株価指数・配当込み）をベンチマークとし、バリュー・アプローチを基本としたアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

●銘柄選択

「バリュエーション比較」と「ファンダメンタル判断」の組み合わせで銘柄選択をします。銘柄選定に関しては、バリュー銘柄に重点をおき、ファンダメンタル価値対比の割高／割安判断を業種・規模毎に行います。

●業種規模別配分

トップダウンアプローチとアナリスト等によるボトムアップを融合することで業種配分等を決定します。

●リスクコントロール

ベンチマーク特性との乖離および組入制限の管理等

＜銘柄選択及びポートフォリオ構築プロセス＞

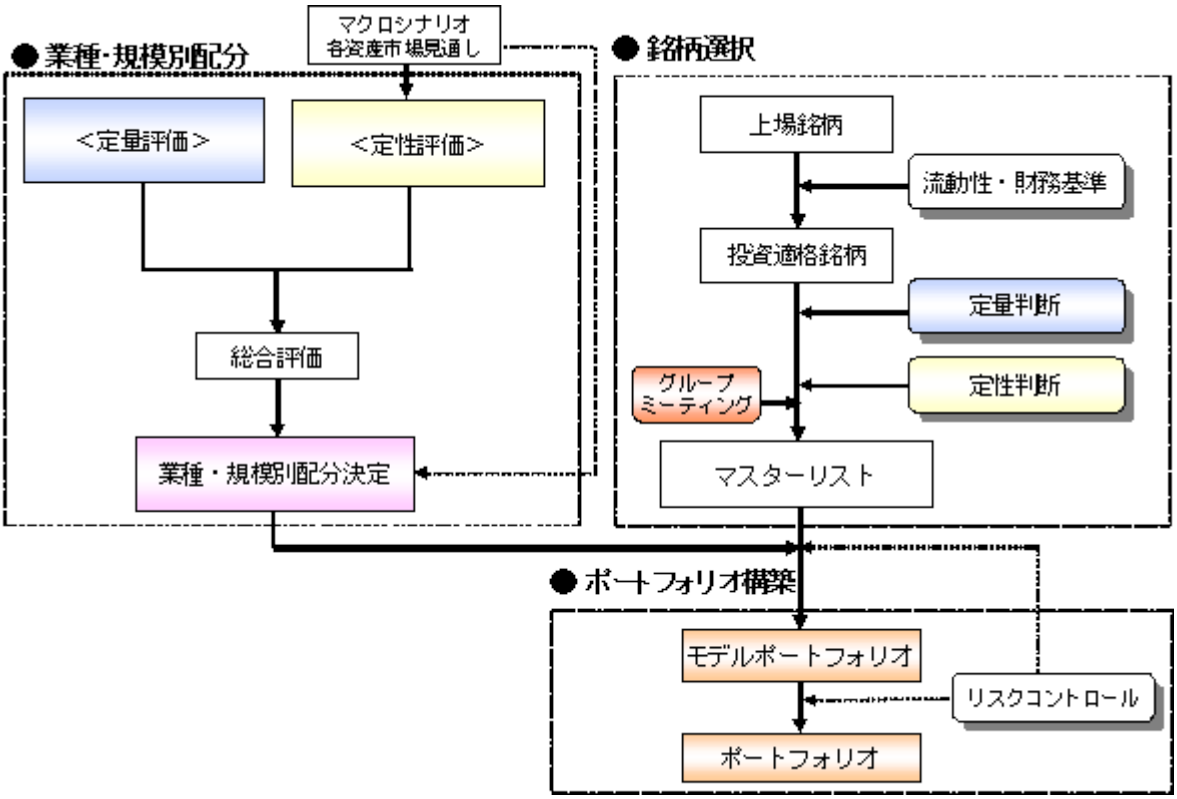

２　年金日本債券マザーファンド

(１)わが国の公社債を主要投資対象とし、金利予測（デュレーション・コントロール等）等を重視したアクティブ運用により信託財産の長期的な成長を目指します。

(２)ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

●デュレーション、残存期間別構成の決定

マクロ分析等に基づき、金利およびイールドカーブの予測を行い、デュレーションおよび残存期間別構成比率を決定します。

●債券の種類別比率の決定

債券種別による収益予測（スプレッド予測）と社内のクレジット調査部によるクレジット分析等に基づいて、債券種別構成比の決定をします。

●銘柄選択

個別銘柄の割安・割高分析により、割安な銘柄を選択します。

●リスクコントロール

ベンチマーク特性との乖離および組入銘柄の信用リスクをチェックします。

３　インターナショナル株式マザーファンド

（１）海外の株式へ分散投資を行い、リスクの低減とグローバルな投資機会の獲得により信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

（２）ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（円換算）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。また、ベンチマーク構成国の株式以外へ投資を行うこともあります。

（３）運用の指図に関する権限をＴ．ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドに委託します。

（４）投資プロセス

●銘柄選択およびポートフォリオ構築プロセス

□個々の企業の経営戦略、業績予想等のファンダメンタル分析およびバリュエーションを考慮し、ボトムアップ・アプローチにより、以下の２つの観点から銘柄を選択します。

・地域固有の要因に基づく「地域（国）別銘柄選択」

・グローバルな視点に基づく「セクター別銘柄選択」

□運用チームにおいて、上記の２つのプロセスで選定された銘柄の検討を行い組入銘柄の決定を行います。

□各国のマクロ経済分析とセクター動向分析との整合性を勘案し、国別配分（カントリー・アロケーション）・セクターアロケーションの調整等を行い、最終的にポートフォリオを構築します。

●リスクコントロール

幅広く分散投資を行うことによりリスクの低減を図ります。

４　インターナショナル債券マザーファンド

（１）海外の公社債へ分散投資を行い、リスクの低減とグローバルな投資機会の獲得により信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

（２）シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

（３）債券と為替の運用に関しては、異なる資産としてそれぞれ独立した運用を行い、世界債券および通貨の分散投資を図ります。

（４）運用の指図に関する権限をＴ．ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドに委託します。

●国別・通貨別配分

各国市場のマクロ分析を基に金利・為替見通し、相対的魅力度を策定し、十分分散効果が働くような国別・通貨別配分をそれぞれ決定します。

●銘柄選択

Ｔ．ロウ・プライス・グループにおける調査能力を活用し、個別銘柄を選択します。

●リスクコントロール

構築されたポートフォリオにおけるベンチマークに対する予想変動率等のリスクを随時把握します。リスクは金利リスクと為替リスクに分離して把握します。

＜運用プロセス＞

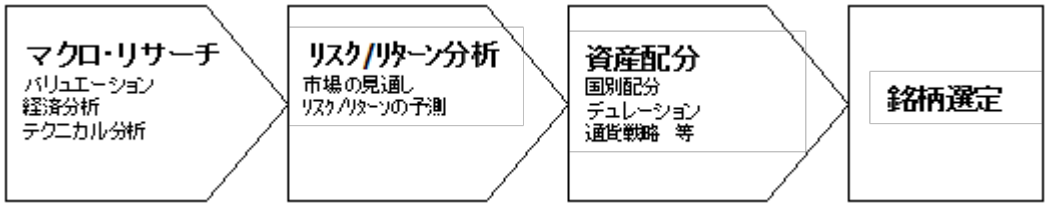

④信託金の限度額

信託金の限度額は、各々につき１兆円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

平成13年９月21日　信託契約締結

平成13年９月21日　当ファンドの設定・運用開始
平成19年１月４日　投資信託振替制度へ移行
なお、投資対象である年金日本株式マザーファンドおよび年金日本債券マザーファンドは平成13年５月28日に、インターナショナル株式マザーファンドは平成11年７月30日に、インターナショナル債券マザーファンドは平成13年２月23日にそれぞれ設定され、運用が開始されています。

（３）【ファンドの仕組み】

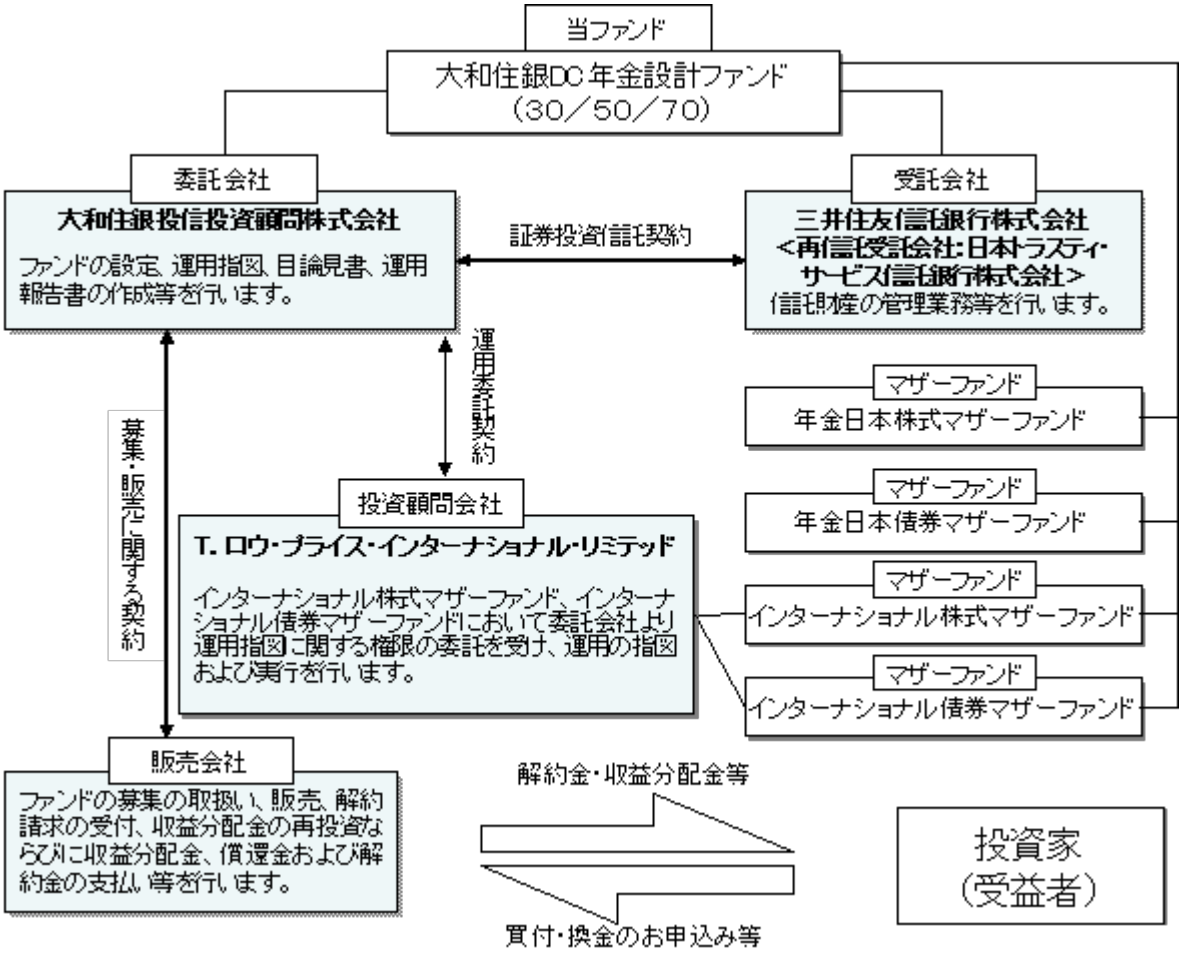

①委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。
販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。
投資顧問会社	インターナショナル株式マザーファンドおよびインターナショナル債券マザーファンドの運用指図にかかる権限等を規定した運用委託契約（投資一任契約）を締結しています。

②委託会社等の概況（平成26年12月末現在）
・資本金の額　　20億円
・会社の沿革　　昭和48年６月１日　大和投資顧問株式会社設立
　　平成11年２月18日　証券投資信託委託業の認可取得

平成11年４月１日　住銀投資顧問株式会社及びエス・ビー・アイ・エム投信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社へ商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数（株）	比率（%）
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内１－９－１ グラントウキョウ　ノースタワー	1,692,500	44.0
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内１－１－２	1,692,500	44.0
ティー・アール・ピー・エイチ・コーポレーション	アメリカ合衆国21202,メリーランド州ボルチモア　イースト　プラットストリート100	385,000	10.0

２【投資方針】

(１)【投資方針】

①主として、国内株式、国内債券、海外株式、海外債券へ分散投資を行う各マザーファンドへ投資を行うことにより、リスクの低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。

年金日本株式マザーファンド、年金日本債券マザーファンド、インターナショナル株式マザーファンドおよびインターナショナル債券マザーファンドを主要投資対象とします。なお、株式・公社債等に直接投資することがあります。

②各資産（マザーファンド）への基本的な投資比率（「基本資産配分」）は、以下の通りです。投資期間やリスクに応じて、資産配分の異なる３つのファンドからご選択いただけます。

資産	国内株式	国内債券	海外株式	海外債券
対象マザーファンド	年金日本株式マザーファンド	年金日本債券マザーファンド	インターナショナル株式マザーファンド	インターナショナル債券マザーファンド
年金設計３０	２５%	６０%	５%	１０%
年金設計５０	３５%	４０%	１５%	１０%
年金設計７０	５０%	２０%	２０%	１０%

＊資産配分は、基本資産配分より、原則としてそれぞれ±５%の範囲内で行います。

	株式の実質組入比率の上限	外貨建資産の実質組入比率の上限
年金設計３０	４０%	２５%
年金設計５０	６０%	３５%
年金設計７０	８０%	４０%

③実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

④資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

(２)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された年金日本株式マザーファンド、年金日本債券マザーファンド、インターナショナル株式マザーファンドおよびインターナショナル債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．特別目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、１の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち１の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２から６までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち２から６までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
　また、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記の１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

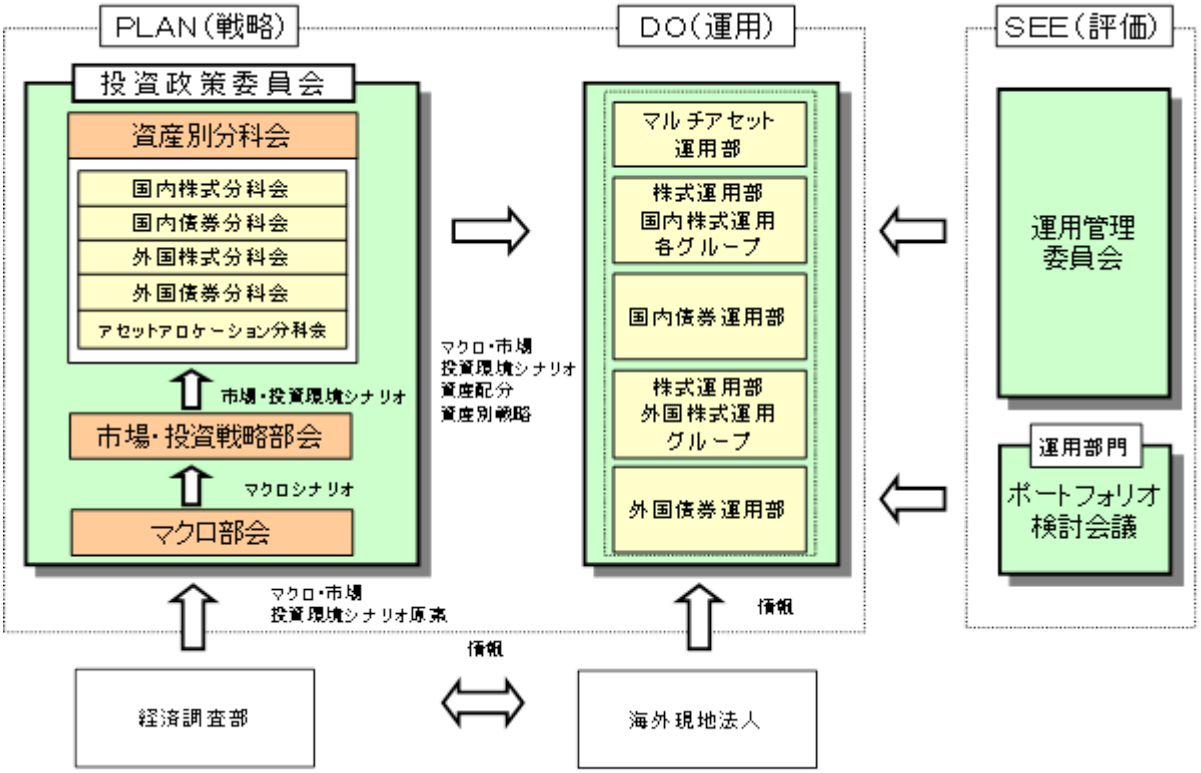

＊当ファンドの運用体制に係る運用部門の人員数は、平成26年12月末現在で約100名です。
＊運用体制および人員数は、今後変更になる場合があります。
＊運用リスク管理体制についての詳細は、後述の「３　投資リスク＜リスクの管理体制＞」に記載しております。
＊当社では、社内業務規程等でファンドの運用におけるファンドマネージャーの権限および責任、また信託財産の適正な運用とリスク管理を行うことを目的として運用に関する基本的事項を定めております。

（４）【分配方針】
①毎決算時（毎年11月19日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
イ．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費

税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

イ．収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。
※収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して５営業日までに開始します。

ロ．前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、信託約款に定める各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

ハ．上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

（５）【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

①信託約款に定める投資制限

イ．株式等への投資制限

(イ)委託会社は、取得時において信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、下記の割合を超えることとなる投資の指図をしません。

□大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０……信託財産の純資産総額の100分の40
□大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０……信託財産の純資産総額の100分の60
□大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０……信託財産の純資産総額の100分の80

＊信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。

(ロ)委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．投資する株式等の範囲

(イ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所※に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

(ロ)前記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ハ．同一銘柄の株式等への投資制限

(イ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ニ．投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ホ．信用取引の運用指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドに属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

ヘ．先物取引等の運用指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

(ロ)委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(ハ)委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ト．スワップ取引の運用指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

チ．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(ホ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(ヘ)為替先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本項において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

リ．同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ヌ．有価証券の貸付の指図および範囲

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

ａ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

ｂ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

(ロ)前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ル．公社債の空売りの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

ヲ．公社債の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。

(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)上記(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

ワ．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、取得時において下記のとおりとします。

□大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０……信託財産の純資産総額の100分の25以内
□大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０……信託財産の純資産総額の100分の35以内
□大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０……信託財産の純資産総額の100分の40以内

なお、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

カ．外国為替予約の指図および範囲

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(ロ)前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(ハ)前項の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ヨ．デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

タ．資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

レ．受託会社による資金の立替え

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

②法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）マザーファンドの投資方針
年金日本株式マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

(１)運用の基本方針

当ファンドは、わが国の株式へ投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

(２)運用方法

①投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

②投資態度

イ．ＴＯＰＩＸ（東証株価指数・配当込み）をベンチマークとし、バリュー・アプローチを基本としたアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

ロ．マクロ経済動向および産業動向等の分析により、業種・規模別配分等を行います。

ハ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

(３)運用の指図

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券又は新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限ります。）

６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．特別目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの

13．証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

14．投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

18．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

19．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

20．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、１の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち１の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２から６までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち２から６までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記③１から５までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(４)主な投資制限

①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。

④同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５%以内とします。

⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑦外貨建資産への投資は行いません。

⑧有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑨スワップ取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩金利先渡取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
ハ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
ニ．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

（参考）マザーファンドの投資方針
年金日本債券マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

(１)運用の基本方針
当ファンドは、わが国の公社債へ投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

(２)運用方法
①投資対象
わが国の公社債を主要投資対象とします。

②投資態度
イ．ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合をベンチマークとし、デュレーション・コントロールを重視したアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
ロ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

(３)運用の指図
①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）
ハ．金銭債権
ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１．国債証券
２．地方債証券
３．特別の法律により法人の発行する債券
４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限ります。）
５．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

６．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
７．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
８．特別目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
９．転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得した株券
10. コマーシャル・ペーパー
11. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの
12. 証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
13. 投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
14. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
15. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
16. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、９の証券または証書、11ならびに16の証券または証書のうち９の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、１から５までの証券および11ならびに16の証券または証書のうち１から５までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、12の証券および13の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記③１から５までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(４)主な投資制限
①株式への投資割合には、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

②投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。

③同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５%以内とします。

④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑤外貨建資産への投資は行いません。

⑥有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑦スワップ取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧金利先渡取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

（参考）マザーファンドの投資方針
インターナショナル株式マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

(１)運用の基本方針

当ファンドは、世界各国の株式へ投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

(２)運用方法

①投資対象

世界各国の株式を主要投資対象とします。

②投資態度

イ．ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（円換算）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

ロ．運用の指図に関する権限をＴ．ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドに委託します。

＜運用体制＞
Ｔ．ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドの運用体制は以下の通りです。

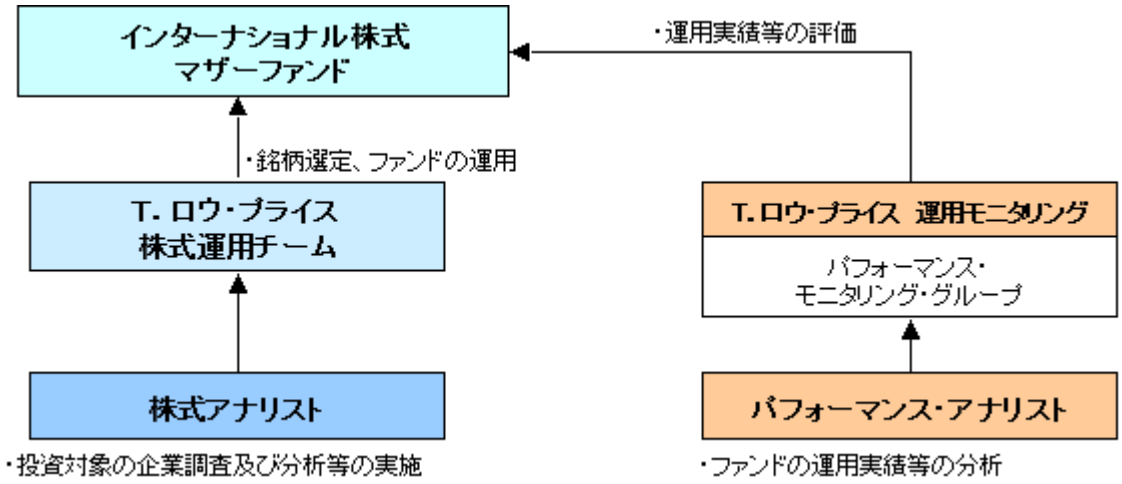

＊運用体制は今後変更になることがあります。

ハ．国別資産配分に関しては、各国の経済成長率、金利、為替レート、金融政策、資金需給や各市場間の企業の相対的魅力度分析により決定されます。
ニ．銘柄選択については、個々の企業の経営戦略、業績予想等のファンダメンタル分析およびバリュエーションを考慮し、ボトムアップ・アプローチにより行います。
ホ．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
ヘ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）運用の指図
①委託会社（委託会社から運用の指図に係る権限を委託されたものを含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．特別目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、１の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち１の証券または証書の性質を有するものおよび14の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、２から６までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち２から６までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

②委託会社は、信託金を、前記①の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③前記①にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記②１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(４)主な投資制限

①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

③同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５%以内とします。

④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５%以内とします。

⑤同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。

⑦外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

⑧有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行

うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑨スワップ取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩金利先渡取引および為替先渡取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

（参考）マザーファンドの投資方針
インターナショナル債券マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

(１)運用の基本方針

当ファンドは、日本を除く世界各国の公社債を中心に投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

(２)運用方法

①投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

②投資態度

イ．シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

ロ．債券と為替の運用に関しては、異なる資産としてそれぞれ独立した運用を行い、世界債券および通貨の分散投資を図ります。

ハ．運用の指図に関する権限をＴ．ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドに委託します。

＜運用体制＞
Ｔ．ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドの運用体制は以下の通りです。

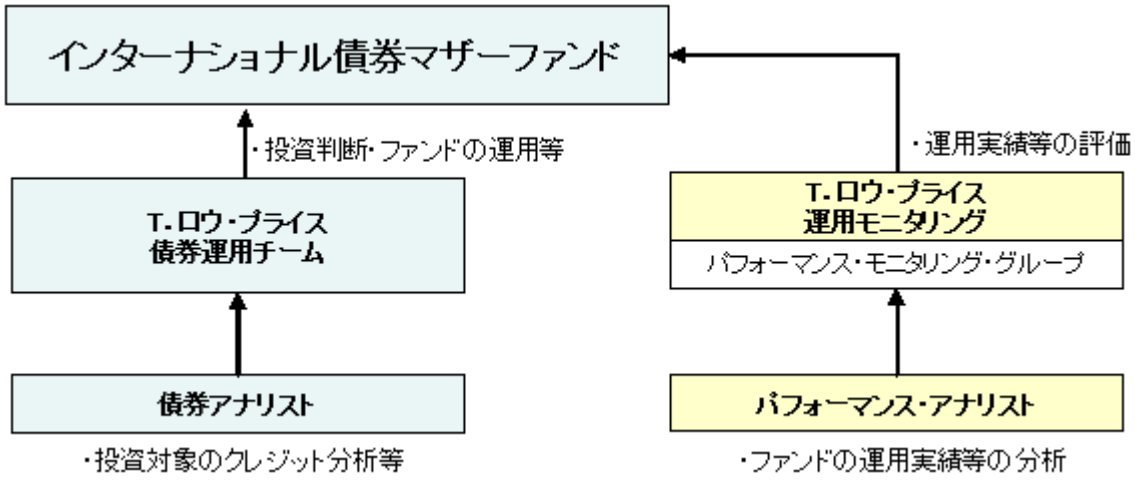

＊運用体制は今後変更になることがあります。

ニ．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
ホ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

(３)運用の指図
①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）
ハ．金銭債権
ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

②委託会社（委託会社から運用の指図に係る権限を委託されたものを含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１．国債証券
２．地方債証券
３．特別の法律により法人の発行する債券
４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限ります。）
５．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
６．転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得した株券
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．特別目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、６の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち６の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、１から５までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち１から５までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券を「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記③１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(４)主な投資制限

①株式への投資割合には、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

②同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５％以内とします。

③同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。

④投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑤外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

⑥有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３

号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑦スワップ取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧金利先渡取引および為替先渡取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

3【投資リスク】

＜当ファンドの有するリスク＞

□当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に株式、債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
□信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
□投資信託は預貯金と異なります。
□当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。
□投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしくお願いいたします。

＜基準価額の変動要因＞

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

(１)価格変動リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に株式、債券等の値動きのある有価証券等に投資します。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(２)株価変動に伴うリスク

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(３)金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

□デュレーションについて

デュレーションとは、「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標で、単位は「年」で表示されます。また、「金利の変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、一般的にこの値が長い（大きい）ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

(４)外国証券投資のリスク

＜為替リスク＞

当ファンドは、マザーファンドを通じて外貨建資産に投資するため、為替変動のリスクが生じます。また、当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

＜カントリーリスク＞

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(５)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(６)信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(７)ファミリーファンド方式に関わる基準価額の変動について

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。当ファンドや当ファンドの投資対象となるマザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。この際に、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

＜その他の留意点＞

(１)収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(２)繰上償還について

当ファンドは、各ファンドにおいて信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合等には、当該ファンドが繰上償還されることがあります。

(３)資産および投資先の配分について

当ファンドの実質的な資産配分は、基本的な資産配分比率と乖離を生じる場合があります。この結果、運用成果は、基本資産配分で運用を行った場合を上回ったり下回ったりすることがありますので、ご留意ください。

(４)換金請求の受付に関する留意点

取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

(５)クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(６)法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

(７)その他

委託会社と投資顧問会社（Ｔ．ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド）との合意等により、インターナショナル株式マザーファンドおよびインターナショナル債券マザーファンドの運用指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

＜リスクの管理体制＞

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。

名称および人員数	内容

◆運用管理委員会 （24名程度）	ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。
◆リスク管理委員会 （18名程度）	運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。
◆監査部 （６名程度）	取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。
◆コンプライアンス・オフィサー （１名）	コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
◆法務コンプライアンス部 （４名程度）	社内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。
◆プロダクト管理部 （12名程度）	約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視および約定価格の妥当性を点検します。
◆運用審査室 （５名程度）	ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。
◆トレーディング部 （19名程度）	有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の観点を踏まえて行います。

※運用リスクの管理は、以下の体制で行います。

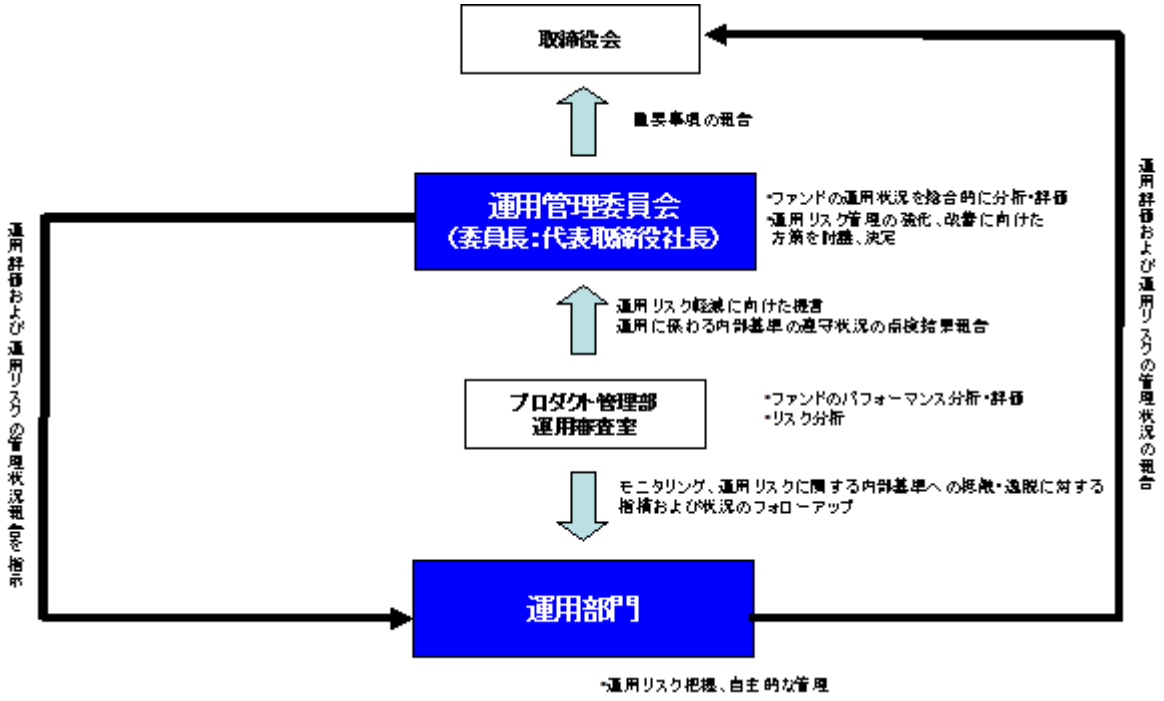

＊リスクの管理体制は、今後変更になる場合があります。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

年金設計３０

2010年1月～2014年12月

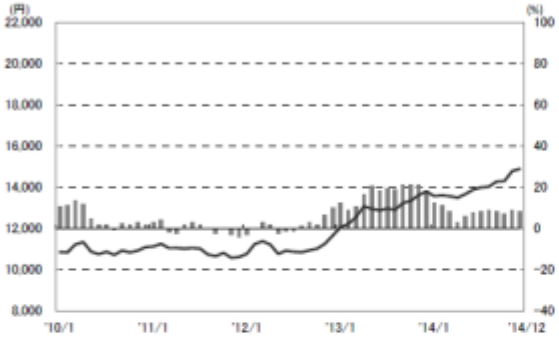

年金設計５０

2010年1月～2014年12月

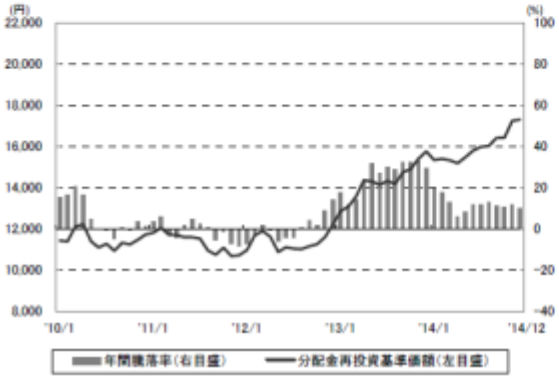

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

年金設計３０

2010年1月～2014年12月

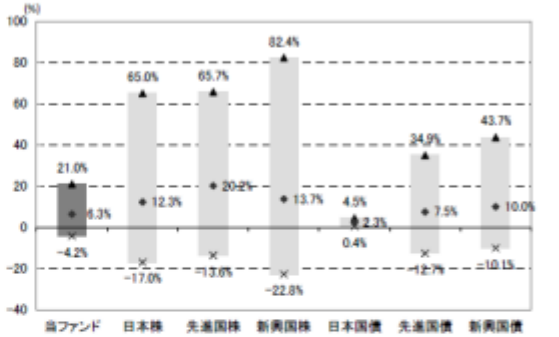

年金設計５０

2010年1月～2014年12月

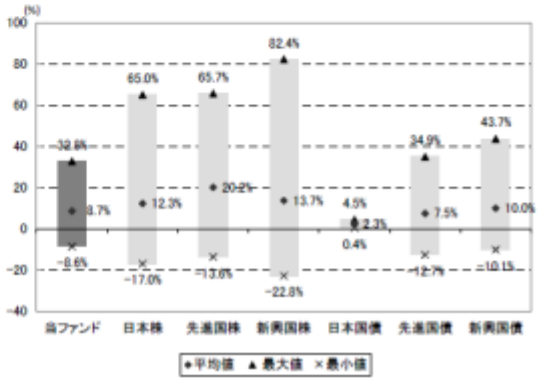

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

年金設計７０

2010年1月～2014年12月

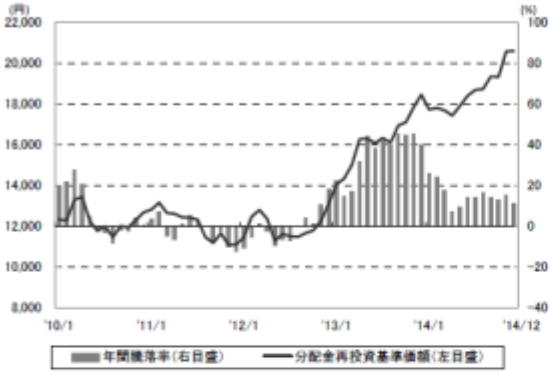

※年間騰落率は、上記期間の各月末における直近１年間の騰落率を表示しています。
※年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

年金設計７０

2010年1月～2014年12月

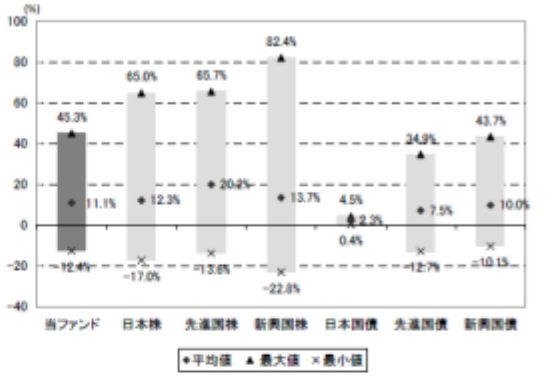

※上記グラフは上記期間の各月末における直近１年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

＜各資産クラスの指数について＞

資産クラス	指数名	権利者
日本株	TOPIX（配当込み）	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社
先進国債	シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）	Citigroup Index LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）	J.P.Morgan Securities LLC

（注）上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して一切の責任を負いません。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

ありません。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下に掲げる率を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

ファンド	委託会社	販売会社	受託会社	合計
年金設計３０	年率0.42%（税抜）	年率0.40%（税抜）	年率0.08%（税抜）	年率0.972% （税抜0.90%）

年金設計５０	年率0.52%（税抜）	年率0.50%（税抜）	年率0.08%（税抜）	年率1.188% （税抜1.10%）
年金設計７０	年率0.62%（税抜）	年率0.60%（税抜）	年率0.08%（税抜）	年率1.404% （税抜1.30%）

※マザーファンドでは信託報酬は収受されませんので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。
※上記の委託会社、販売会社および受託会社の間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

①信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

②信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

③信託報酬の販売会社への配分は、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

④委託会社の報酬には、インターナショナル株式マザーファンドおよびインターナショナル債券マザーファンドにおけるＴ．ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドへの投資顧問報酬が含まれます。なお、投資顧問報酬の額は、以下イ．およびロ．の合計額とし、委託会社が報酬を受取った後、当該報酬から支弁するものとします。
イ．信託財産に属するとみなされるインターナショナル株式マザーファンドの時価総額に年10,000分の51の率を乗じて得た金額とします。
ロ．信託財産に属するとみなされるインターナショナル債券マザーファンドの時価総額に年10,000分の36の率を乗じて得た金額とします。

（４）【その他の手数料等】
①組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引・コール取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。
※有価証券の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することになります。これらの費用および当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法等を具体的に記載しておりません。

②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸経費、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率0.00864（税抜0.0080%）以内の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

④信託財産留保額はありません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記以外の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。また、確定拠出年金制度および税法等が変更・改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

①個人の受益者に対する課税

・収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）の税率※で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）の税率※が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

※所得税については、平成25年１月１日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

＜損益通算について＞

解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率※で源泉徴収されます。

※所得税については、平成25年１月１日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

＜益金不算入制度について＞

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

（参考）

＜個別元本について＞

・追加型証券投資信託を保有する受益者毎の取得元本が個別元本にあたります。

・受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取型」と「分配金自動再投資型」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照）。

＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

＊上記の内容は、確定拠出年金制度および税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。

＊課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０】

（１）【投資状況】

（平成26年12月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （年金日本債券マザーファンド）	日本	1,844,982,571	60.75%
親投資信託受益証券 （年金日本株式マザーファンド）	日本	737,904,761	24.30%
親投資信託受益証券 （インターナショナル債券マザーファンド）	日本	304,170,742	10.02%
親投資信託受益証券 （インターナショナル株式マザーファンド）	日本	153,784,419	5.06%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△3,938,104	△0.13%
純資産総額		3,036,904,389	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成26年12月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国･地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	年金日本債券マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 ―	1,570,197,933	1.1578 1,818,018,574	1.1750 1,844,982,571	― ―	60.75%
2	年金日本株式マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 ―	416,213,414	1.7585 731,932,441	1.7729 737,904,761	― ―	24.30%
3	インターナショナル債券マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 ―	113,538,911	2.6175 297,189,682	2.6790 304,170,742	― ―	10.02%
4	インターナショナル株式マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 ―	53,471,634	2.8000 149,722,859	2.8760 153,784,419	― ―	5.06%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
親投資信託受益証券	100.13%
合計	100.13%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

②【投資不動産物件】
（平成26年12月末現在）
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
（平成26年12月末現在）
該当事項はありません。

（３）【運用実績】
①【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		１口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第４計算期間末（平成17年11月21日）	584	－	1.3130	－
第５計算期間末（平成18年11月20日）	1,001	－	1.3336	－
第６計算期間末（平成19年11月19日）	1,414	－	1.3400	－
第７計算期間末（平成20年11月19日）	1,281	－	0.9967	－
第８計算期間末（平成21年11月19日）	1,575	－	1.0609	－
第９計算期間末（平成22年11月19日）	1,840	－	1.1002	－
第10計算期間末（平成23年11月21日）	1,935	－	1.0573	－
第11計算期間末（平成24年11月19日）	2,130	－	1.1122	－
第12計算期間末（平成25年11月19日）	2,655	－	1.3476	－
平成25年12月末日	2,714	－	1.3791	－
平成26年１月末日	2,698	－	1.3569	－
平成26年２月末日	2,694	－	1.3599	－
平成26年３月末日	2,697	－	1.3560	－
平成26年４月末日	2,656	－	1.3484	－
平成26年５月末日	2,712	－	1.3664	－
平成26年６月末日	2,743	－	1.3875	－
平成26年７月末日	2,837	－	1.3988	－
平成26年８月末日	2,832	－	1.4020	－
平成26年９月末日	2,898	－	1.4267	－
平成26年10月末日	2,917	－	1.4300	－
第13計算期間末（平成26年11月19日）	2,972	－	1.4656	－
平成26年11月末日	3,000	－	1.4780	－
平成26年12月末日	3,036	－	1.4888	－

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

②【分配の推移】
該当事項はありません。

③【収益率の推移】

期間	収益率
第４期（平成16年11月20日～平成17年11月21日）	13.7%
第５期（平成17年11月22日～平成18年11月20日）	1.6%
第６期（平成18年11月21日～平成19年11月19日）	0.5%
第７期（平成19年11月20日～平成20年11月19日）	△25.6%
第８期（平成20年11月20日～平成21年11月19日）	6.4%
第９期（平成21年11月20日～平成22年11月19日）	3.7%
第10期（平成22年11月20日～平成23年11月21日）	△3.9%
第11期（平成23年11月22日～平成24年11月19日）	5.2%
第12期（平成24年11月20日～平成25年11月19日）	21.2%
第13期（平成25年11月20日～平成26年11月19日）	8.8%

（注）収益率＝（当計算期末分配付基準価額－前計算期末分配落基準価額）÷前計算期末分配落基準価額×100

（４）【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第４期（平成16年11月20日～平成17年11月21日）	318,229,837	39,653,644
第５期（平成17年11月22日～平成18年11月20日）	378,693,981	72,849,363
第６期（平成18年11月21日～平成19年11月19日）	406,366,967	101,760,367

第７期（平成19年11月20日～平成20年11月19日）	373,468,531	143,235,212
第８期（平成20年11月20日～平成21年11月19日）	305,461,538	106,221,372
第９期（平成21年11月20日～平成22年11月19日）	283,532,231	95,707,363
第10期（平成22年11月20日～平成23年11月21日）	272,662,884	115,014,006
第11期（平成23年11月22日～平成24年11月19日）	233,706,227	148,426,124
第12期（平成24年11月20日～平成25年11月19日）	317,138,297	262,519,434
第13期（平成25年11月20日～平成26年11月19日）	312,565,077	254,961,384

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０】

（１）【投資状況】

（平成26年12月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （年金日本債券マザーファンド）	日本	2,222,788,105	36.96%
親投資信託受益証券 （年金日本株式マザーファンド）	日本	2,130,563,042	35.42%
親投資信託受益証券 （インターナショナル株式マザーファンド）	日本	1,030,878,478	17.14%
親投資信託受益証券 （インターナショナル債券マザーファンド）	日本	639,084,242	10.63%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△8,550,464	△0.14%
純資産総額		6,014,763,403	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成26年12月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国･地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	年金日本債券マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 ―	1,891,734,558	1.1572 2,189,153,129	1.1750 2,222,788,105	― ―	36.96%
2	年金日本株式マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 ―	1,201,738,983	1.7584 2,113,256,872	1.7729 2,130,563,042	― ―	35.42%
3	インターナショナル株式マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 ―	358,441,752	2.8000 1,003,651,834	2.8760 1,030,878,478	― ―	17.14%
4	インターナショナル債券マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 ―	238,553,282	2.6172 624,355,300	2.6790 639,084,242	― ―	10.63%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
親投資信託受益証券	100.14%
合計	100.14%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

（平成26年12月末現在）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（平成26年12月末現在）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		１口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第４計算期間末 （平成17年11月21日）	755	―	1.4398	―

第５計算期間末 （平成18年11月20日）	1,668	－	1.4900	－
第６計算期間末 （平成19年11月19日）	2,452	－	1.5055	－
第７計算期間末 （平成20年11月19日）	2,032	－	1.0129	－
第８計算期間末 （平成21年11月19日）	2,647	－	1.1149	－
第９計算期間末 （平成22年11月19日）	3,177	－	1.1578	－
第10計算期間末 （平成23年11月21日）	3,254	－	1.0664	－
第11計算期間末 （平成24年11月19日）	3,719	－	1.1378	－
第12計算期間末 （平成25年11月19日）	4,971	－	1.5159	－
平成25年12月末日	5,186	－	1.5758	－
平成26年１月末日	5,089	－	1.5343	－
平成26年２月末日	5,095	－	1.5402	－
平成26年３月末日	5,100	－	1.5330	－
平成26年４月末日	5,040	－	1.5183	－
平成26年５月末日	5,156	－	1.5480	－
平成26年６月末日	5,256	－	1.5796	－
平成26年７月末日	5,458	－	1.5980	－
平成26年８月末日	5,493	－	1.6026	－
平成26年９月末日	5,668	－	1.6413	－
平成26年10月末日	5,732	－	1.6425	－
第13計算期間末 （平成26年11月19日）	5,937	－	1.7053	－
平成26年11月末日	6,001	－	1.7243	－
平成26年12月末日	6,014	－	1.7299	－

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

②【分配の推移】
該当事項はありません。

③【収益率の推移】

期間	収益率
第４期（平成16年11月20日～平成17年11月21日）	21.4%
第５期（平成17年11月22日～平成18年11月20日）	3.5%
第６期（平成18年11月21日～平成19年11月19日）	1.0%
第７期（平成19年11月20日～平成20年11月19日）	△32.7%
第８期（平成20年11月20日～平成21年11月19日）	10.1%
第９期（平成21年11月20日～平成22年11月19日）	3.8%
第10期（平成22年11月20日～平成23年11月21日）	△7.9%
第11期（平成23年11月22日～平成24年11月19日）	6.7%
第12期（平成24年11月20日～平成25年11月19日）	33.2%
第13期（平成25年11月20日～平成26年11月19日）	12.5%

（注）収益率＝（当計算期末分配付基準価額－前計算期末分配落基準価額）÷前計算期末分配落基準価額×100

（４）【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第４期（平成16年11月20日～平成17年11月21日）	367,282,251	29,943,825
第５期（平成17年11月22日～平成18年11月20日）	649,435,356	54,733,529
第６期（平成18年11月21日～平成19年11月19日）	632,725,984	123,531,924
第７期（平成19年11月20日～平成20年11月19日）	557,795,727	180,063,326
第８期（平成20年11月20日～平成21年11月19日）	545,720,178	177,126,475
第９期（平成21年11月20日～平成22年11月19日）	482,305,601	113,363,616
第10期（平成22年11月20日～平成23年11月21日）	456,134,340	148,148,120
第11期（平成23年11月22日～平成24年11月19日）	405,650,395	188,431,268
第12期（平成24年11月20日～平成25年11月19日）	381,945,305	371,607,208
第13期（平成25年11月20日～平成26年11月19日）	498,211,684	295,867,385

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０】
（１）【投資状況】
（平成26年12月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率

親投資信託受益証券 （年金日本株式マザーファンド）	日本	2,635,906,964	48.96%
親投資信託受益証券 （インターナショナル株式マザーファンド）	日本	1,314,854,684	24.42%
親投資信託受益証券 （年金日本債券マザーファンド）	日本	920,217,172	17.09%
親投資信託受益証券 （インターナショナル債券マザーファンド）	日本	526,683,062	9.78%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△14,184,659	△0.26%
純資産総額		5,383,477,223	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成26年12月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国･地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	年金日本株式マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 ―	1,486,777,012	1.7585 2,614,572,737	1.7729 2,635,906,964	― ―	48.96%
2	インターナショナル株式マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 ―	457,181,740	2.7999 1,280,103,257	2.8760 1,314,854,684	― ―	24.42%
3	年金日本債券マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 ―	783,163,551	1.1573 906,360,891	1.1750 920,217,172	― ―	17.09%
4	インターナショナル債券マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 ―	196,596,888	2.6176 514,620,915	2.6790 526,683,062	― ―	9.78%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
親投資信託受益証券	100.26%
合計	100.26%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

（平成26年12月末現在）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（平成26年12月末現在）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		１口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第４計算期間末 （平成17年11月21日）	661	―	1.6070	―
第５計算期間末 （平成18年11月20日）	1,389	―	1.6872	―
第６計算期間末 （平成19年11月19日）	1,965	―	1.6979	―
第７計算期間末 （平成20年11月19日）	1,480	―	1.0593	―
第８計算期間末 （平成21年11月19日）	2,058	―	1.1968	―
第９計算期間末 （平成22年11月19日）	2,498	―	1.2472	―
第10計算期間末 （平成23年11月21日）	2,487	―	1.1053	―
第11計算期間末 （平成24年11月19日）	2,896	―	1.1983	―
第12計算期間末 （平成25年11月19日）	4,337	―	1.7515	―
平成25年12月末日	4,566	―	1.8476	―

平成26年１月末日	4,414	－	1.7748	－
平成26年２月末日	4,414	－	1.7827	－
平成26年３月末日	4,405	－	1.7707	－
平成26年４月末日	4,386	－	1.7452	－
平成26年５月末日	4,540	－	1.7925	－
平成26年６月末日	4,654	－	1.8426	－
平成26年７月末日	4,818	－	1.8710	－
平成26年８月末日	4,845	－	1.8753	－
平成26年９月末日	5,007	－	1.9365	－
平成26年10月末日	5,079	－	1.9351	－
第13計算期間末 （平成26年11月19日）	5,292	－	2.0329	－
平成26年11月末日	5,356	－	2.0606	－
平成26年12月末日	5,383	－	2.0616	－

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

②【分配の推移】
該当事項はありません。

③【収益率の推移】

期間	収益率
第４期（平成16年11月20日～平成17年11月21日）	29.4%
第５期（平成17年11月22日～平成18年11月20日）	5.0%
第６期（平成18年11月21日～平成19年11月19日）	0.6%
第７期（平成19年11月20日～平成20年11月19日）	△37.6%
第８期（平成20年11月20日～平成21年11月19日）	13.0%
第９期（平成21年11月20日～平成22年11月19日）	4.2%
第10期（平成22年11月20日～平成23年11月21日）	△11.4%
第11期（平成23年11月22日～平成24年11月19日）	8.4%
第12期（平成24年11月20日～平成25年11月19日）	46.2%
第13期（平成25年11月20日～平成26年11月19日）	16.1%

（注）収益率＝（当計算期末分配付基準価額－前計算期末分配落基準価額）÷前計算期末分配落基準価額×100

（４）【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第４期（平成16年11月20日～平成17年11月21日）	282,173,673	28,769,672
第５期（平成17年11月22日～平成18年11月20日）	498,588,224	86,787,396
第６期（平成18年11月21日～平成19年11月19日）	481,419,162	147,601,892
第７期（平成19年11月20日～平成20年11月19日）	453,744,672	213,353,608
第８期（平成20年11月20日～平成21年11月19日）	475,417,177	153,608,026
第９期（平成21年11月20日～平成22年11月19日）	424,391,294	140,716,214
第10期（平成22年11月20日～平成23年11月21日）	389,926,363	142,778,157
第11期（平成23年11月22日～平成24年11月19日）	349,296,357	182,307,355
第12期（平成24年11月20日～平成25年11月19日）	419,578,520	360,743,160
第13期（平成25年11月20日～平成26年11月19日）	465,045,301	337,942,409

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

（参考）マザーファンドの運用状況

年金日本株式マザーファンド
（１）投資状況
（平成26年12月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
株式	日本	78,335,719,380	98.18%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,455,776,759	1.82%
純資産総額		79,791,496,139	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）投資資産
① 投資有価証券の主要銘柄
（平成26年12月末現在）
イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国･地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	792,900	6,058.21 4,803,555,072	7,558.00 5,992,738,200	－ －	7.51%
2	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	株式	6,861,600	614.23	664.50	－	5.71%

	日本	銀行業		4,214,628,007	4,559,533,200	－	
3	セイコーエプソン 日本	株式 電気機器	517,300	3,306.41 1,710,410,572	5,090.00 2,633,057,000	－ －	3.30%
4	日本電信電話 日本	株式 情報･通信業	367,100	6,190.33 2,272,472,546	6,211.00 2,280,058,100	－ －	2.86%
5	三菱電機 日本	株式 電気機器	1,482,000	1,220.37 1,808,590,849	1,446.00 2,142,972,000	－ －	2.69%
6	三井住友トラスト・ホールディングス 日本	株式 銀行業	4,517,000	453.63 2,049,054,689	463.20 2,092,274,400	－ －	2.62%
7	ジェイ　エフ　イー　ホールディングス 日本	株式 鉄鋼	753,200	2,396.28 1,804,880,659	2,696.00 2,030,627,200	－ －	2.54%
8	日立製作所 日本	株式 電気機器	2,174,000	782.92 1,702,079,376	900.70 1,958,121,800	－ －	2.45%
9	三井物産 日本	株式 卸売業	1,101,000	1,477.68 1,626,926,047	1,621.50 1,785,271,500	－ －	2.24%
10	ＫＤＤＩ 日本	株式 情報･通信業	219,000	5,963.90 1,306,094,629	7,637.00 1,672,503,000	－ －	2.10%
11	野村ホールディングス 日本	株式 証券、商品先物取引業	2,373,400	726.53 1,724,368,930	690.20 1,638,120,680	－ －	2.05%
12	東日本旅客鉄道 日本	株式 陸運業	170,800	8,081.90 1,380,389,801	9,123.00 1,558,208,400	－ －	1.95%
13	マツダ 日本	株式 輸送用機器	507,600	2,562.06 1,300,502,873	2,927.50 1,485,999,000	－ －	1.86%
14	富士重工業 日本	株式 輸送用機器	344,500	2,726.02 939,116,862	4,300.00 1,481,350,000	－ －	1.86%
15	東京海上ホールディングス 日本	株式 保険業	366,600	3,157.85 1,157,671,220	3,933.50 1,442,021,100	－ －	1.81%
16	アルプス電気 日本	株式 電気機器	542,400	1,673.93 907,940,279	2,309.00 1,252,401,600	－ －	1.57%
17	みずほフィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	6,011,900	204.66 1,230,432,568	202.50 1,217,409,750	－ －	1.53%
18	オリックス 日本	株式 その他金融業	774,300	1,573.25 1,218,172,764	1,523.50 1,179,646,050	－ －	1.48%
19	ブリヂストン 日本	株式 ゴム製品	261,300	3,780.07 987,733,842	4,199.00 1,097,198,700	－ －	1.38%
20	タダノ 日本	株式 機械	730,000	1,458.53 1,064,731,416	1,502.00 1,096,460,000	－ －	1.37%
21	良品計画 日本	株式 小売業	72,900	10,373.33 756,216,262	14,880.00 1,084,752,000	－ －	1.36%
22	三菱地所 日本	株式 不動産業	415,000	2,612.23 1,084,079,140	2,555.50 1,060,532,500	－ －	1.33%
23	国際石油開発帝石 日本	株式 鉱業	779,200	1,321.45 1,029,676,157	1,345.50 1,048,413,600	－ －	1.31%
24	日本たばこ産業 日本	株式 食料品	312,600	3,292.26 1,029,162,750	3,328.00 1,040,332,800	－ －	1.30%
25	ミネベア 日本	株式 電気機器	562,000	820.28 461,001,880	1,804.00 1,013,848,000	－ －	1.27%
26	ソフトバンク 日本	株式 情報･通信業	131,800	7,815.57 1,030,092,647	7,210.00 950,278,000	－ －	1.19%
27	デンソー 日本	株式 輸送用機器	160,100	4,828.17 772,990,364	5,652.00 904,885,200	－ －	1.13%
28	第一生命保険 日本	株式 保険業	479,900	1,462.74 701,972,375	1,841.00 883,495,900	－ －	1.11%
29	日本ユニシス 日本	株式 情報･通信業	818,600	1,000.22 818,787,844	1,077.00 881,632,200	－ －	1.10%
30	ダイセル 日本	株式 化学	589,000	822.00 484,158,039	1,418.00 835,202,000	－ －	1.05%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
株式	98.18%
合計	98.18%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

業種別	投資比率
（国内）	
電気機器	15.12%
輸送用機器	13.66%

銀行業	10.71%
情報･通信業	9.25%
小売業	5.12%
機械	4.93%
化学	4.45%
不動産業	3.29%
食料品	2.98%
保険業	2.91%
卸売業	2.73%
建設業	2.59%
その他金融業	2.56%
鉄鋼	2.54%
証券､商品先物取引業	2.26%
陸運業	1.95%
医薬品	1.91%
ゴム製品	1.38%
鉱業	1.31%
その他製品	1.11%
非鉄金属	0.91%
電気･ガス業	0.91%
空運業	0.91%
海運業	0.86%
金属製品	0.81%
サービス業	0.53%
繊維製品	0.47%
小計	98.18%
合計	98.18%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件
（平成26年12月末現在）
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
（平成26年12月末現在）
該当事項はありません。

年金日本債券マザーファンド
（１）投資状況
（平成26年12月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
国債証券	日本	10,042,845,500	64.60%
特殊債券	日本	401,075,123	2.58%
社債券	日本	4,859,301,450	31.26%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		243,236,880	1.56%
純資産総額		15,546,458,953	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）投資資産
① 投資有価証券の主要銘柄
（平成26年12月末現在）
イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国･地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	129 20年国債 日本	国債証券 ―	750,000,000	108.39 812,971,500	115.54 866,595,000	1.8000 2031/06/20	5.57%
2	121 5年国債 日本	国債証券 ―	800,000,000	100.13 801,112,000	100.37 803,000,000	0.1000 2019/09/20	5.17%
3	327 10年国債 日本	国債証券 ―	750,000,000	104.57 784,297,500	104.94 787,072,500	0.8000 2022/12/20	5.06%
4	122 5年国債 日本	国債証券 ―	700,000,000	100.29 702,037,000	100.37 702,597,000	0.1000 2019/12/20	4.52%
5	44 30年国債 日本	国債証券 ―	600,000,000	106.33 638,014,500	110.70 664,236,000	1.7000 2044/09/20	4.27%
6	325 10年国債 日本	国債証券 ―	600,000,000	103.82 622,930,000	104.95 629,700,000	0.8000 2022/09/20	4.05%
7	93 20年国債 日本	国債証券 ―	500,000,000	114.06 570,303,000	118.40 592,025,000	2.0000 2027/03/20	3.81%
8	22 30年国債	国債証券	450,000,000	119.98	126.45	2.5000	3.66%

	日本	―		539,944,000	569,061,000	2036/03/20	
9	119 5年国債 日本	国債証券 ―	550,000,000	99.98 549,909,000	100.40 552,200,000	0.1000 2019/06/20	3.55%
10	321 10年国債 日本	国債証券 ―	500,000,000	105.44 527,245,000	106.31 531,595,000	1.0000 2022/03/20	3.42%
11	126 20年国債 日本	国債証券 ―	400,000,000	113.86 455,465,000	118.65 474,624,000	2.0000 2031/03/20	3.05%
12	20 30年国債 日本	国債証券 ―	300,000,000	117.29 351,883,000	126.16 378,483,000	2.5000 2035/09/20	2.43%
13	97 20年国債 日本	国債証券 ―	300,000,000	118.80 356,421,000	121.10 363,306,000	2.2000 2027/09/20	2.34%
14	81 20年国債 日本	国債証券 ―	300,000,000	113.92 341,784,000	117.26 351,795,000	2.0000 2025/09/20	2.26%
15	122 20年国債 日本	国債証券 ―	300,000,000	109.15 327,465,000	115.89 347,673,000	1.8000 2030/09/20	2.24%
16	320 10年国債 日本	国債証券 ―	300,000,000	104.13 312,393,000	106.28 318,864,000	1.0000 2021/12/20	2.05%
17	329 10年国債 日本	国債証券 ―	300,000,000	102.05 306,159,000	104.94 314,829,000	0.8000 2023/06/20	2.03%
18	84 住宅機構RMBS 日本	特殊債券 ―	292,029,000	102.20 298,453,638	102.84 300,322,623	1.0100 2049/05/10	1.93%
19	13 30年国債 日本	国債証券 ―	200,000,000	108.99 217,984,000	117.62 235,240,000	2.0000 2033/12/20	1.51%
20	135 20年国債 日本	国債証券 ―	200,000,000	105.96 211,928,000	113.60 227,214,000	1.7000 2032/03/20	1.46%
21	2-1 財政マスター特定 日本	社債券 ―	200,000,000	105.94 211,898,800	105.32 210,652,800	1.9800 2018/06/20	1.35%
22	426 九州電力 日本	社債券 ―	200,000,000	103.31 206,626,000	104.01 208,031,800	1.0640 2024/02/23	1.34%
23	4 ほくほくフイナンFR 日本	社債券 ―	200,000,000	103.20 206,410,000	102.37 204,754,000	1.5000 2021/12/28	1.32%
24	2あいおいニツセ劣FR 日本	社債券 ―	200,000,000	100.48 200,966,000	102.07 204,142,000	1.2700 2022/09/27	1.31%
25	5 ドン・キホーテ 日本	社債券 ―	200,000,000	102.44 204,881,600	101.48 202,978,600	1.5700 2016/03/11	1.31%
26	486 関西電力 日本	社債券 ―	200,000,000	100.89 201,787,000	101.28 202,577,000	0.8210 2017/07/25	1.30%
27	3 森精機製作所 日本	社債券 ―	200,000,000	100.40 200,806,000	100.74 201,491,400	0.5150 2017/06/13	1.30%
28	23 ホンダフアイナンス 日本	社債券 ―	200,000,000	100.36 200,736,000	100.46 200,936,000	0.2730 2018/03/20	1.29%
29	31 野村ホールデイング 日本	社債券 ―	175,000,000	100.30 175,532,000	100.30 175,531,650	0.8100 2015/06/22	1.13%
30	7 40年国債 日本	国債証券 ―	150,000,000	104.22 156,344,500	109.95 164,937,000	1.7000 2054/03/20	1.06%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
国債証券	64.60%
社債券	31.26%
特殊債券	2.58%
合計	98.44%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

② 投資不動産物件
（平成26年12月末現在）
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
（平成26年12月末現在）
該当事項はありません。

インターナショナル株式マザーファンド
（１）投資状況
（平成26年12月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率

株式	アメリカ	31,952,672,692	59.09%
	イギリス	3,549,290,260	6.56%
	ケイマン諸島	2,745,291,423	5.08%
	スペイン	1,458,998,932	2.70%
	香港	1,208,974,082	2.24%
	スイス	1,108,172,166	2.05%
	ドイツ	1,078,496,340	1.99%
	インド	988,804,601	1.83%
	カナダ	928,536,550	1.72%
	メキシコ	895,749,813	1.66%
	デンマーク	857,342,227	1.59%
	フランス	824,545,680	1.52%
	ブラジル	699,198,933	1.29%
	スウェーデン	576,540,917	1.07%
	オランダ	529,303,587	0.98%
	アラブ首長国連邦	487,651,174	0.90%
	アイルランド	479,953,671	0.89%
	韓国	461,546,715	0.85%
	イタリア	454,357,189	0.84%
	ルクセンブルグ	429,118,452	0.79%
	ギリシャ	366,353,931	0.68%
	南アフリカ	102,211,543	0.19%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,893,923,076	3.50%
純資産総額		54,077,033,954	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

（平成26年12月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	AMAZON.COM INC アメリカ	株式 小売	49,900	39,179 1,955,072,958	37,616 1,877,059,457	－ －	3.47%
2	APPLE INC アメリカ	株式 テクノロジー・ハードウェアおよび機器	115,390	11,680 1,347,870,322	13,731 1,584,518,229	－ －	2.93%
3	AMERICAN AIRLINES GROUP INC アメリカ	株式 運輸	229,200	4,876 1,117,692,849	6,371 1,460,248,671	－ －	2.70%
4	BOEING CO/THE アメリカ	株式 資本財	77,900	15,412 1,200,653,102	15,947 1,242,314,885	－ －	2.30%
5	JPMORGAN CHASE & CO アメリカ	株式 銀行	162,900	6,881 1,120,923,843	7,589 1,236,382,981	－ －	2.29%
6	ALLERGAN INC アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	47,400	21,522 1,020,183,227	25,756 1,220,868,196	－ －	2.26%
7	AIA GROUP LTD 香港	株式 保険	1,776,200	615 1,094,036,022	680 1,208,974,082	－ －	2.24%
8	GOOGLE INC-CL C アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	18,450	68,368 1,261,406,962	63,931 1,179,532,143	－ －	2.18%
9	ARM HOLDINGS PLC イギリス	株式 半導体・半導体製造装置	619,180	1,674 1,036,805,424	1,862 1,153,420,144	－ －	2.13%
10	STATE STREET CORPORATION アメリカ	株式 各種金融	118,900	8,305 987,472,465	9,633 1,145,381,594	－ －	2.12%
11	DANAHER CORP アメリカ	株式 資本財	107,600	9,221 992,186,155	10,473 1,126,936,118	－ －	2.08%
12	MORGAN STANLEY アメリカ	株式 各種金融	237,700	3,935 935,353,147	4,696 1,116,388,475	－ －	2.06%
13	AIRGAS INC アメリカ	株式 素材	78,300	13,214 1,034,720,871	14,203 1,112,110,638	－ －	2.06%
14	HOLCIM LTD-REG スイス	株式 素材	126,629	9,545 1,208,726,584	8,751 1,108,172,166	－ －	2.05%
15	BRENNTAG AG ドイツ	株式 資本財	158,087	5,788 915,019,914	6,822 1,078,496,340	－ －	1.99%

16	HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC アメリカ	株式 運輸	100,200	9,184 920,265,150	10,246 1,026,724,350	－ －	1.90%
17	BAIDU INC - SPON ADR ケイマン諸島	株式 ソフトウェア・サービス	36,500	24,635 899,187,959	27,751 1,012,941,265	－ －	1.87%
18	BANCO BILBAO VIZCAYA SA スペイン	株式 銀行	849,726	1,240 1,053,752,878	1,167 992,166,180	－ －	1.83%
19	VISA INC-CLASS A SHRS アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	30,500	26,094 795,885,770	31,997 975,926,388	－ －	1.80%
20	INTUITIVE SURGICAL INC アメリカ	株式 ヘルスケア機器・サービス	15,100	48,579 733,557,376	63,858 964,270,167	－ －	1.78%
21	WALMART DE MEXICO-SER V メキシコ	株式 食品・生活必需品小売り	3,480,600	273 953,475,739	257 895,749,813	－ －	1.66%
22	HOSPIRA INC アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	118,300	6,306 746,045,258	7,503 887,608,685	－ －	1.64%
23	LOWE'S COS INC アメリカ	株式 小売	104,800	5,811 609,066,019	8,266 866,288,694	－ －	1.60%
24	GN STORE NORD A/S デンマーク	株式 ヘルスケア機器・サービス	321,744	2,598 836,025,748	2,664 857,342,227	－ －	1.59%
25	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A アメリカ	株式 家庭用品・パーソナル用品	89,100	8,948 797,269,917	9,330 831,353,787	－ －	1.54%
26	SCHNEIDER ELECTRIC SE フランス	株式 資本財	91,656	9,102 834,333,640	8,996 824,545,680	－ －	1.52%
27	TINGYI (CAYMAN ISLN)HLDG ケイマン諸島	株式 食品・飲料・タバコ	2,860,000	290 831,997,416	271 777,777,000	－ －	1.44%
28	LIBERTY GLOBAL PLC-SERIES C イギリス	株式 メディア	128,200	5,168 662,641,881	5,926 759,820,984	－ －	1.41%
29	ALEXION PHARM.INC アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	31,700	19,791 627,382,110	22,748 721,142,998	－ －	1.33%
30	WYNN RESORTS LTD アメリカ	株式 消費者サービス	38,700	24,194 936,338,415	18,444 713,788,605	－ －	1.32%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
株式	96.50%
合計	96.50%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

業種別	投資比率
（海外）	
ソフトウェア・サービス	12.06%
資本財	10.85%
小売	8.60%
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.59%
銀行	8.35%
素材	6.39%
各種金融	5.92%
運輸	5.50%
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.17%
エネルギー	3.90%
ヘルスケア機器・サービス	3.37%
保険	3.36%
半導体・半導体製造装置	3.11%
食品・生活必需品小売り	1.66%
耐久消費財・アパレル	1.63%
メディア	1.59%
家庭用品・パーソナル用品	1.54%
食品・飲料・タバコ	1.44%

不動産	1.42%
消費者サービス	1.32%
自動車・自動車部品	1.03%
公益事業	0.70%
小計	96.50%
合計	96.50%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件
（平成26年12月末現在）
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
（平成26年12月末現在）
該当事項はありません。

インターナショナル債券マザーファンド
（１）投資状況
（平成26年12月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
国債証券	アメリカ	1,287,998,035	22.21%
	イタリア	714,095,992	12.31%
	フランス	507,924,927	8.76%
	イギリス	428,252,527	7.38%
	ドイツ	402,265,857	6.94%
	スペイン	247,375,425	4.27%
	ベルギー	210,352,353	3.63%
	メキシコ	180,331,144	3.11%
	オランダ	102,703,891	1.77%
	シンガポール	86,470,019	1.49%
	スロヴェニア	75,737,836	1.31%
	アイルランド	74,698,312	1.29%
	チェコ	65,385,305	1.13%
	リトアニア	58,820,082	1.01%
	デンマーク	58,737,856	1.01%
	ルーマニア	53,557,978	0.92%
	オーストリア	39,033,934	0.67%
	スウェーデン	36,442,436	0.63%
	南アフリカ	35,543,020	0.61%
	ポーランド	33,295,147	0.57%
	マレーシア	28,598,651	0.49%
	フィンランド	28,369,228	0.49%
	コロンビア	24,833,300	0.43%
	アイスランド	21,687,234	0.37%
	オーストラリア	11,408,608	0.20%
	イスラエル	283,795	0.00%
地方債証券	オーストラリア	62,883,327	1.08%
特殊債券	ドイツ	23,765,254	0.41%
社債券	アメリカ	305,665,461	5.27%
	オランダ	81,715,619	1.41%
	インドネシア	38,869,840	0.67%
	オーストリア	31,749,356	0.55%
	イギリス	22,006,936	0.38%
	コロンビア	20,874,438	0.36%
	イタリア	15,474,184	0.27%
	ノルウェー	15,151,503	0.26%
	カナダ	10,313,914	0.18%
	メキシコ	5,270,632	0.09%
	ベルギー	3,990,048	0.07%
	ケイマン諸島	2,050,302	0.04%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		345,279,614	5.95%
純資産総額		5,799,263,320	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

その他の資産の投資状況
（平成26年12月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	買建／売建	時価合計（円）	投資比率

債券先物取引	アメリカ	売建	289,491,418	4.99%
債券先物取引	ドイツ	売建	76,359,063	1.32%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

（２）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

（平成26年12月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	FRANCE OAT. フランス	国債証券 ―	1,329,000	16,923.02 224,907,007	17,007.57 226,030,724	4.2500 2018/10/25	3.90%
2	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券 ―	1,754,000	12,101.86 212,266,691	12,095.86 212,161,497	1.0000 2017/03/31	3.66%
3	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券 ―	1,521,000	12,627.05 192,057,554	12,402.42 188,640,885	2.6250 2016/04/30	3.25%
4	TREASURY BILL アメリカ	国債証券 ―	1,557,000	12,053.55 187,673,826	12,054.63 187,690,719	― 2015/03/19	3.24%
5	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券 ―	1,391,000	12,163.44 169,193,493	12,127.93 168,699,544	2.5000 2015/03/31	2.91%
6	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券 ―	1,112,000	12,701.13 141,236,574	12,653.41 140,705,921	2.7500 2019/02/15	2.43%
7	FRANCE OAT. フランス	国債証券 ―	716,000	17,115.72 122,548,586	17,790.68 127,381,331	3.7500 2021/04/25	2.20%
8	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND ドイツ	国債証券 ―	662,000	16,921.64 112,021,289	17,011.09 112,613,454	3.0000 2020/07/04	1.94%
9	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券 ―	889,000	12,079.01 107,382,450	12,043.18 107,063,924	1.0000 2017/09/15	1.85%
10	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券 ―	744,000	12,596.41 93,717,346	13,511.84 100,528,139	3.3750 2044/05/15	1.73%
11	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券 ―	464,000	17,923.30 83,164,146	21,072.45 97,776,177	6.0000 2031/05/01	1.69%
12	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券 ―	650,000	15,421.86 100,242,152	14,989.86 97,434,152	4.5000 2015/07/15	1.68%
13	UK GILT イギリス	国債証券 ―	507,000	18,929.68 95,973,479	19,154.67 97,114,214	1.7500 2019/07/22	1.67%
14	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND ドイツ	国債証券 ―	600,000	15,465.89 92,795,395	16,037.33 96,224,025	1.5000 2023/02/15	1.66%
15	UK GILT イギリス	国債証券 ―	366,000	22,079.94 80,812,593	26,049.53 95,341,310	4.5000 2042/12/07	1.64%
16	UK GILT イギリス	国債証券 ―	374,000	21,065.18 78,783,806	24,706.66 92,402,919	4.2500 2039/09/07	1.59%
17	MEX BONOS DESARR FIX RT メキシコ	国債証券 ―	9,315,000	884.51 82,392,425	937.09 87,290,010	7.7500 2042/11/13	1.51%
18	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券 ―	531,000	16,090.09 85,438,388	16,326.02 86,691,173	4.5000 2018/02/01	1.49%
19	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券 ―	421,000	17,233.67 72,553,776	18,726.63 78,839,153	5.5000 2022/09/01	1.36%
20	SINGAPORE GOVERNMENT シンガポール	国債証券 ―	725,000	9,733.47 70,567,710	9,684.86 70,215,306	3.0000 2024/09/01	1.21%
21	BELGIUM KINGDOM ベルギー	国債証券 ―	380,000	17,368.23 65,999,306	18,337.28 69,681,675	4.0000 2022/03/28	1.20%
22	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND ドイツ	国債証券 ―	373,000	14,856.98 55,416,539	18,680.33 69,677,642	2.5000 2044/07/04	1.20%
23	CZECH REPUBLIC チェコ	国債証券 ―	365,000	16,547.29 60,397,633	17,913.78 65,385,305	3.8750 2022/05/24	1.13%
24	TSY INFL IX N/B アメリカ	国債証券 ―	527,000	12,748.17 67,182,883	12,078.02 64,786,091	0.6250 2024/01/15	1.12%
25	NETHERLANDS GOVERNMENT オランダ	国債証券 ―	283,000	20,075.98 56,815,023	22,786.97 64,487,125	5.5000 2028/01/15	1.11%
26	MEX BONOS DESARR FIX RT メキシコ	国債証券 ―	7,433,800	852.06 63,340,809	855.65 63,607,478	6.5000 2022/06/09	1.10%
27	TSY INFL IX N/B アメリカ	国債証券 ―	543,000	11,711.44 63,593,129	11,576.53 62,872,539	0.1250 2024/07/15	1.08%
28	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券 ―	377,000	16,200.56 61,076,119	16,554.62 62,410,931	4.5000 2018/08/01	1.08%
29	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券 ―	367,000	15,480.48 56,813,382	16,789.08 61,615,952	3.7500 2021/03/01	1.06%
30	BUONI POLIENNALI DEL TES	国債証券	323,000	16,164.67	18,734.40	4.7500	1.04%

	イタリア	―		52,211,895	60,512,132	2044/09/01	

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
国債証券	83.01%
社債券	9.54%
地方債証券	1.08%
特殊債券	0.41%
合計	94.05%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

② 投資不動産物件
（平成26年12月末現在）
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
（平成26年12月末現在）

種類	地域	資産名	買建／売建	数量	簿価(円)	時価(円)	投資比率
債券先物取引	アメリカ	US 10YR NOTE FUT MAR15	売建	19	289,438,633	289,491,418	4.99%
債券先物取引	ドイツ	EURO-BOBL FUTURE MAR15	売建	4	75,871,934	76,359,063	1.32%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

（参考情報）

2014年12月30日現在

《基準価額・純資産の推移》（2004年12月30日～2014年12月30日）

年金設計３０

年金設計５０

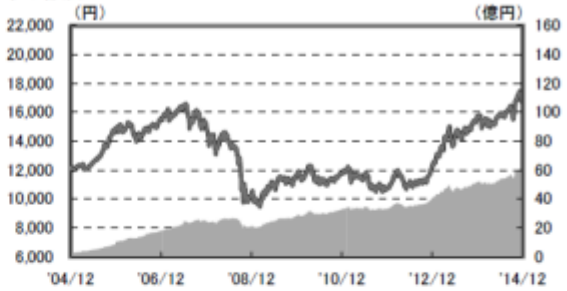

年金設計７０

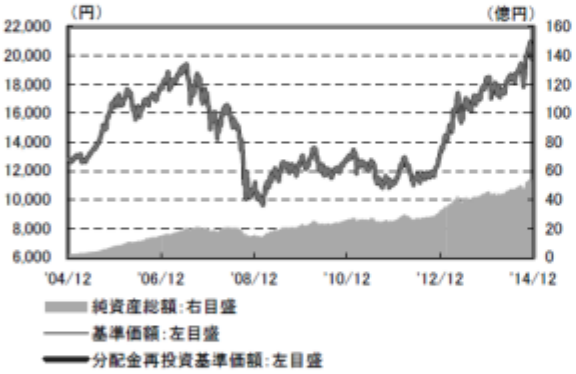

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

《分配の推移》

	年金設計３０	年金設計５０	年金設計７０
2014年11月	0円	0円	0円
2013年11月	0円	0円	0円
2012年11月	0円	0円	0円
2011年11月	0円	0円	0円
2010年11月	0円	0円	0円
設定来累計	0円	0円	0円

＊分配金は1万口当たり、税引前

《主要な資産の状況》

投資銘柄	年金設計３０ 投資比率	年金設計５０ 投資比率	年金設計７０ 投資比率
年金日本株式マザーファンド	24.3%	35.4%	49.0%
年金日本債券マザーファンド	60.8%	37.0%	17.1%
インターナショナル株式マザーファンド	5.1%	17.1%	24.4%
インターナショナル債券マザーファンド	10.0%	10.6%	9.8%

■参考情報（上位10銘柄）

年金日本株式マザーファンド

	投資銘柄	業種※1	投資比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	7.5%
2	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	5.7%
3	セイコーエプソン	電気機器	3.3%
4	日本電信電話	情報・通信業	2.9%
5	三菱電機	電気機器	2.7%
6	三井住友トラスト・ホールディングス	銀行業	2.6%
7	ジェイ エフ イー ホールディングス	鉄鋼	2.5%
8	日立製作所	電気機器	2.5%
9	三井物産	卸売業	2.2%
10	ＫＤＤＩ	情報・通信業	2.1%

年金日本債券マザーファンド

	投資銘柄	種別	投資比率
1	129 20年国債	国債証券	5.6%
2	121 5年国債	国債証券	5.2%
3	327 10年国債	国債証券	5.1%
4	122 5年国債	国債証券	4.5%
5	44 30年国債	国債証券	4.3%
6	325 10年国債	国債証券	4.1%
7	93 20年国債	国債証券	3.8%
8	22 30年国債	国債証券	3.7%
9	119 5年国債	国債証券	3.6%
10	321 10年国債	国債証券	3.4%

インターナショナル株式マザーファンド

	投資銘柄	業種※2	投資比率
1	AMAZON.COM INC	小売	3.5%
2	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.9%
3	AMERICAN AIRLINES GROUP INC	運輸	2.7%
4	BOEING CO/THE	資本財	2.3%
5	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	2.3%
6	ALLERGAN INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.3%
7	AIA GROUP LTD	保険	2.2%
8	GOOGLE INC-CL C	ソフトウェア・サービス	2.2%
9	ARM HOLDINGS PLC	半導体・半導体製造装置	2.1%
10	STATE STREET CORPORATION	各種金融	2.1%

インターナショナル債券マザーファンド

	投資銘柄	種別	投資比率
1	FRANCE OAT. 4.25 10/25/18	国債証券	3.9%
2	US TREASURY N/B 1 03/31/17	国債証券	3.7%
3	US TREASURY N/B 2.625 04/30/16	国債証券	3.3%
4	TREASURY BILL 0 03/19/15	国債証券	3.2%
5	US TREASURY N/B 2.5 03/31/15	国債証券	2.9%
6	US TREASURY N/B 2.75 02/15/19	国債証券	2.4%
7	FRANCE OAT. 3.75 04/25/21	国債証券	2.2%
8	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 3 07/04/20	国債証券	1.9%
9	US TREASURY N/B 1 09/15/17	国債証券	1.8%
10	US TREASURY N/B 3.375 05/15/44	国債証券	1.7%

＊投資比率は全て純資産総額対比　※1 業種は東証33業種分類　※2 業種は世界産業分類基準（GICS）

《年間収益率の推移》

年金設計３０

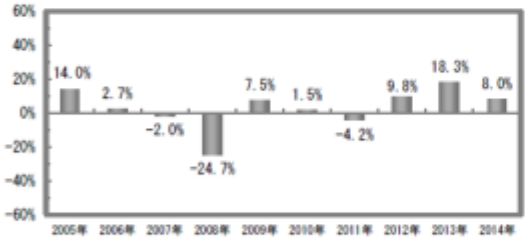

年金設計５０

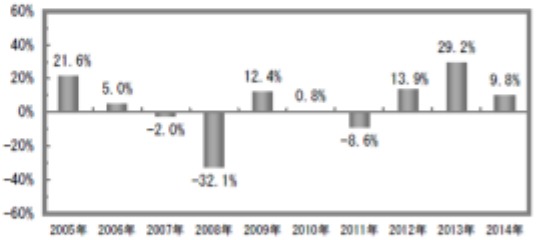

年金設計７０

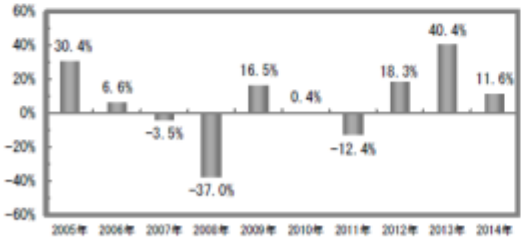

＊ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。
＊ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。
＊ファンドには、ベンチマークはありません。

・ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
・ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(１)当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。お申込みの受付は原則として午後３時までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとします。

(２)取得のお申込みは、確定拠出年金、これに類する前払退職金等の積立を目的とした定時定額購入等による取得のお申込みのみを対象としています。

(３)申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初１口＝１円）とします。申込手数料はありません。また、当ファンドの申込単位は１口または１円の整数倍で販売会社毎に定めた単位です。

(４)お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができる「分配金受取型」と、分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金自動再投資型」があり、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱いの場合があります。

(５)販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定の期間毎に定時定額購入（積立）を行うことができる場合があります。詳細については、販売会社にお問い合わせください。
＊販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(６)確定拠出年金、またはこれに類する前払退職金等の積立を目的とした定時定額購入等を通じての取得のお申込みについては、当該定めに従うものとします。

（注）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

２【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。解約の受付は原則として午後３時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

＜解約請求による換金手続き＞

受益者は、委託会社に１口または１円の整数倍で販売会社毎に定めた単位をもって解約を請求することができます。解約価額は、当該請求受付日の翌営業日の基準価額です（解約価額については、お申込みを受付けた販売会社までお問い合わせください。）。

解約代金の支払いは原則として解約請求を受付けた日から起算して５営業日目から販売会社の申込場所で支払われます。解約にかかる手数料はありません。

（注）当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座に

おいて当該口数の減少の記載または記録が行われます。
換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。
受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主要投資対象の評価方法＞

有価証券等	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日※の取引所の最終相場で評価します。 ※外国で取引される資産については、原則として基準価額計算日の前日とします。
公社債等	原則として、基準価額計算日※における以下のいずれかの価額で評価します。 ・日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） ・価格情報会社の提供する価額 ※残存期間が１年以内の公社債については、一部償却原価法により評価することができます。 ※外国で取引される資産については、原則として基準価額計算日の前日とします。

②基準価額は、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。

大和住銀投信投資顧問株式会社
＜インターネットホームページ＞http://www.daiwasbi.co.jp/
＜お電話によるお問い合わせ先＞受付窓口：（電話番号）0120-286104
受付時間：午前９時から午後５時まで（土、日、祝日除く。）

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日（平成13年９月21日）から無期限とします。

ただし、信託期間の終了前に信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、あるいは信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託契約の解約の規定にしたがい、信託契約を解約し、この信託を終了させることができます（後記「（５）その他　①信託契約の解約」をご参照ください。）。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年11月20日から翌年11月19日までとします。前記にかかわらず各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①信託契約の解約

イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ロ．委託会社は、信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁へ届け出ます。

ハ．信託契約を解約し信託を終了させる場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ニ．前ハ．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は、１月を下らないものとします。また、信託契約の解約を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

ホ．前ニ．の一定の期間内に異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、前イ．および前ロ．の信託契約の解約をしません。

ヘ．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ト．前ニ．から前ヘ．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前ニ．の一定の期間が１月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

チ．信託契約の解約時の償還価額は、信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額となります。償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、時効によりその権利を失います。

②信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更の規定にしたがいます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させるものとします。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、当該約款変更について異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤信託約款の変更

イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、当ファンドの信託約款にかかる知られたる受益者に対してこれらの事項を記載した書面を交付します。ただし、当ファンドの信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ロ．前イ．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は、１月を下らないものとします。また、信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

ハ．前ロ．の一定の期間内に異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、前イ．の信託約款の変更をしません。

ニ．委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑧運用にかかる報告等開示方法

イ．委託会社は、決算日から３ヵ月以内に有価証券報告書を、半期該当日から３ヵ月以内に半期報告書を提出します。

ロ．委託会社は、決算時および償還時に運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書）および交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第４項に定める書面）を作成します。

ハ．委託会社は、交付運用報告書を販売会社を通じて受益者へ交付します。また、委託会社は、運用報告書（全体版）を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書（全体版）を交付したものとみなします。

ニ．前ハ．にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑨委託会社と関係法人との契約の変更

イ．募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、１年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

ロ．運用委託契約

委託会社とＴ．ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドとの間の運用委託契約には期限の定めがありません。運用委託契約は、当事者間の合意により変更することができます。

４【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(１)収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。なお、信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

※収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して５営業日までに開始します。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(２)償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

※償還金の支払いは、原則として償還日から起算して５営業日までに開始します。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(３)受益権の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金（解約）手続等」をご参照ください。

(４)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(５)反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第13期計算期間（平成25年11月20日から平成26年11月19日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第12期 平成25年11月19日現在	第13期 平成26年11月19日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	2,667,567,324	2,989,483,552
未収入金	553,648	329,456
流動資産合計	2,668,120,972	2,989,813,008
資産合計	2,668,120,972	2,989,813,008
負債の部		
流動負債		
未払解約金	553,648	3,504,632
未払受託者報酬	1,072,825	1,227,735
未払委託者報酬	10,996,876	12,584,733
その他未払費用	205,011	235,372
流動負債合計	12,828,360	17,552,472
負債合計	12,828,360	17,552,472
純資産の部		
元本等		
元本	1,970,375,998	2,027,979,691
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	684,916,614	944,280,845
（分配準備積立金）	297,792,640	490,304,799
元本等合計	2,655,292,612	2,972,260,536
純資産合計	2,655,292,612	2,972,260,536
負債純資産合計	2,668,120,972	2,989,813,008

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期 自 平成24年11月20日 至 平成25年11月19日	第13期 自 平成25年11月20日 至 平成26年11月19日
営業収益		
有価証券売買等損益	478,010,098	263,419,483
営業収益合計	478,010,098	263,419,483
営業費用		
受託者報酬	2,051,825	2,355,370
委託者報酬	21,032,072	24,143,400
その他費用	205,011	235,372
営業費用合計	23,288,908	26,734,142
営業利益又は営業損失（△）	454,721,190	236,685,341
経常利益又は経常損失（△）	454,721,190	236,685,341
当期純利益又は当期純損失（△）	454,721,190	236,685,341
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	37,964,394	8,489,644
期首剰余金又は期首欠損金（△）	215,006,418	684,916,614
剰余金増加額又は欠損金減少額	84,750,188	120,229,068
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	84,750,188	120,229,068
剰余金減少額又は欠損金増加額	31,596,788	89,060,534
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	31,596,788	89,060,534
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	684,916,614	944,280,845

（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第13期 自　平成25年11月20日 至　平成26年11月19日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第12期 平成25年11月19日現在	第13期 平成26年11月19日現在
１．元本状況		
期首元本額	1,915,757,135円	1,970,375,998円
期中追加設定元本額	317,138,297円	312,565,077円
期中一部解約元本額	262,519,434円	254,961,384円
２．受益権の総数	1,970,375,998口	2,027,979,691口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第12期 自　平成24年11月20日 至　平成25年11月19日	第13期 自　平成25年11月20日 至　平成26年11月19日
１．親投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 1,556,359円	１．親投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 1,875,180円
２．分配金の計算過程 該当事項はありません。	２．分配金の計算過程 該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）
Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	第13期 自　平成25年11月20日 至　平成26年11月19日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	第13期 平成26年11月19日現在
１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
第12期（平成25年11月19日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	379,324,417
合計	379,324,417

第13期（平成26年11月19日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	253,933,522
合計	253,933,522

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
第12期（平成25年11月19日現在）
該当事項はありません。

第13期（平成26年11月19日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
第13期（自　平成25年11月20日　至　平成26年11月19日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

第12期 平成25年11月19日現在	第13期 平成26年11月19日現在
１口当たり純資産額 1.3476円 「１口＝１円（10,000口＝13,476円）」	１口当たり純資産額 1.4656円 「１口＝１円（10,000口＝14,656円）」

（４）【附属明細表】
有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託受益証券	年金日本株式マザーファンド	458,821,736	806,654,494	
	親投資信託受益証券	年金日本債券マザーファンド	1,434,997,991	1,660,436,175	
	親投資信託受益証券	インターナショナル株式マザーファンド	72,250,470	202,257,965	
	親投資信託受益証券	インターナショナル債券マザーファンド	122,347,672	320,134,918	
合計　４銘柄			2,088,417,869	2,989,483,552	

＜参考＞
当ファンドは、「年金日本株式マザーファンド」、「年金日本債券マザーファンド」、「インターナショナル株式マザーファンド」及び「インターナショナル債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。
※　以下に記載した情報は監査の対象外であります。

年金日本株式マザーファンド

(１)貸借対照表

区分	平成25年11月19日現在 金額（円）	平成26年11月19日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,409,464,230	1,381,211,959
株式	82,140,964,400	79,763,943,470
未収入金	964,926,042	1,641,203,356
未収配当金	601,247,800	574,388,300
流動資産合計	86,116,602,472	83,360,747,085
資産合計	86,116,602,472	83,360,747,085
負債の部		
流動負債		
未払金	977,815,351	884,859,870
未払解約金	544,962,363	373,048,195
流動負債合計	1,522,777,714	1,257,908,065
負債合計	1,522,777,714	1,257,908,065
純資産の部		
元本等		
元本	55,739,979,900	46,701,002,474
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	28,853,844,858	35,401,836,546
元本等合計	84,593,824,758	82,102,839,020
純資産合計	84,593,824,758	82,102,839,020
負債純資産合計	86,116,602,472	83,360,747,085

（２）注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　平成25年11月20日 至　平成26年11月19日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等の提示する気配相場に基づいて評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 国内株式についての受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成25年11月19日現在	平成26年11月19日現在
１．元本状況		

開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	57,943,881,705円	55,739,979,900円
期中追加設定元本額	11,899,960,665円	7,030,197,118円
期中一部解約元本額	14,103,862,470円	16,069,174,544円
元本の内訳		
大和住銀ＤＣ日本株式ファンド	10,094,614,747円	9,500,118,128円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０	450,169,620円	458,821,736円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０	1,270,897,255円	1,210,104,406円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０	1,436,524,545円	1,492,254,141円
大和住銀ＤＣ国内株式ファンド	2,408,511,582円	3,079,363,237円
大和住銀年金専用日本株式F-1（適格機関投資家限定）	25,937,340,680円	20,739,729,363円
大和住銀日本株式ファンドＶＡ（適格機関投資家限定）	13,041,222,128円	9,395,511,796円
大和住銀年金設計ファンド３０ＶＡ（適格機関投資家専用）	7,642,762円	7,699,162円
大和住銀年金設計ファンド５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	25,067,548円	19,473,515円
大和住銀年金設計ファンド７０ＶＡ（適格機関投資家専用）	13,250,584円	12,040,235円
大和住銀バランスファンド60（適格機関投資家限定）	415,602,262円	401,166,200円
大和住銀世界資産バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	69,123,152円	19,173,026円
大和住銀ボラティリティ調整型日本株F-1（適格機関投資家限定）	570,013,035円	365,547,529円
合計	55,739,979,900円	46,701,002,474円
２．受益権の総数	55,739,979,900口	46,701,002,474口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	自　平成25年11月20日 至　平成26年11月19日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	平成26年11月19日現在
１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（平成25年11月19日現在）

種類	計算期間※の損益に含まれた評価差額（円）
株　　式	13,986,249,485
合計	13,986,249,485

※「計算期間」とは、「年金日本株式マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成25年１月29日から平成25年11月19日まで）を指しております。

（平成26年11月19日現在）

種類	計算期間※の損益に含まれた評価差額（円）

株　　式	9,811,502,752
合計	9,811,502,752

※「計算期間」とは、「年金日本株式マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成26年１月28日から平成26年11月19日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
（平成25年11月19日現在）
該当事項はありません。

（平成26年11月19日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
（自　平成25年11月20日　至　平成26年11月19日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

平成25年11月19日現在	平成26年11月19日現在
１口当たり純資産額 1.5177円 「１口＝１円（10,000口＝15,177円）」	１口当たり純資産額 1.7581円 「１口＝１円（10,000口＝17,581円）」

（３）附属明細表

有価証券明細表

＜株式＞

通貨	銘柄	株式数（株）	評価額		備考
			単価	金額	
円	国際石油開発帝石	799,900	1,357.50	1,085,864,250	
	大成建設	1,193,000	605.00	721,765,000	
	清水建設	914,000	816.00	745,824,000	
	鹿島建設	1,346,000	468.00	629,928,000	
	協和エクシオ	427,800	1,377.00	589,080,600	
	サッポロホールディングス	808,000	527.00	425,816,000	
	不二製油	212,000	1,692.00	358,704,000	
	味の素	350,000	2,290.00	801,500,000	
	日本たばこ産業	245,500	3,875.50	951,435,250	
	日清紡ホールディングス	307,000	1,131.00	347,217,000	
	昭和電工	2,412,000	154.00	371,448,000	
	信越化学工業	65,500	7,722.00	505,791,000	
	日本触媒	403,000	1,451.00	584,753,000	
	ダイセル	605,000	1,351.00	817,355,000	
	アイカ工業	6,600	2,361.00	15,582,600	
	日立化成	190,100	2,135.00	405,863,500	
	ＡＤＥＫＡ	164,000	1,398.00	229,272,000	
	ＤＩＣ	1,498,000	262.00	392,476,000	
	協和発酵キリン	203,000	1,278.00	259,434,000	
	キッセイ薬品工業	42,500	3,105.00	131,962,500	
	沢井製薬	80,800	6,900.00	557,520,000	
	大塚ホールディングス	168,800	3,946.00	666,084,800	

ブリヂストン	268,200	3,867.00	1,037,129,400	
ジェイ　エフ　イー　ホールディングス	481,800	2,385.50	1,149,333,900	
三菱マテリアル	675,000	364.00	245,700,000	
住友金属鉱山	163,000	1,713.00	279,219,000	
ＤＯＷＡホールディングス	166,000	920.00	152,720,000	
日本発条	629,600	977.00	615,119,200	
日立建機	222,100	2,508.00	557,026,800	
クボタ	392,000	1,817.00	712,264,000	
荏原製作所	826,000	518.00	427,868,000	
タダノ	749,000	1,669.00	1,250,081,000	
フジテック	369,300	1,100.00	406,230,000	
ＴＨＫ	27,800	2,770.00	77,006,000	
三菱重工業	1,052,000	684.00	719,568,000	
ミネベア	577,000	1,443.00	832,611,000	
日立製作所	2,232,000	893.00	1,993,176,000	
三菱電機	2,254,000	1,417.50	3,195,045,000	
富士通	953,000	643.40	613,160,200	
サンケン電気	775,000	951.00	737,025,000	
セイコーエプソン	452,400	5,370.00	2,429,388,000	
アルプス電気	503,200	2,230.00	1,122,136,000	
新電元工業	540,000	661.00	356,940,000	
日本電子	463,000	547.00	253,261,000	
エンプラス	16,300	3,945.00	64,303,500	
村田製作所	31,900	13,040.00	415,976,000	
小糸製作所	101,700	3,445.00	350,356,500	
デンソー	164,400	5,506.00	905,186,400	
トヨタ自動車	814,000	7,025.00	5,718,350,000	
日野自動車	397,900	1,567.00	623,509,300	
マツダ	439,100	2,880.50	1,264,827,550	
富士重工業	353,600	4,262.50	1,507,220,000	
ヤマハ発動機	174,200	2,494.00	434,454,800	
トッパン・フォームズ	349,600	1,110.00	388,056,000	
タカラトミー	757,300	610.00	461,953,000	
東北電力	400,900	1,486.00	595,737,400	
四国電力	178,900	1,554.00	278,010,600	
沖縄電力	58,100	3,655.00	212,355,500	
東日本旅客鉄道	175,300	8,977.00	1,573,668,100	
川崎汽船	2,173,000	290.00	630,170,000	
日本航空	206,800	3,290.00	680,372,000	
エイチーム	79,700	5,160.00	411,252,000	

	フジ・メディア・ホールディングス	435,200	1,609.00	700,236,800	
	日本ユニシス	840,300	1,127.00	947,018,100	
	日本電信電話	376,800	6,540.00	2,464,272,000	
	ＫＤＤＩ	242,100	7,599.00	1,839,717,900	
	ＫＡＤＯＫＡＷＡ・ＤＷＡＮＧＯ	13,600	2,122.00	28,859,200	
	東映	831,000	597.00	496,107,000	
	ソフトバンク	156,300	7,886.00	1,232,581,800	
	ガリバーインターナショナル	481,000	965.00	464,165,000	
	伊藤忠商事	847,600	1,359.50	1,152,312,200	
	三井物産	1,130,200	1,627.00	1,838,835,400	
	アスクル	162,000	2,004.00	324,648,000	
	ジェイアイエヌ	128,600	2,465.00	316,999,000	
	三越伊勢丹ホールディングス	328,800	1,606.00	528,052,800	
	良品計画	67,900	14,740.00	1,000,846,000	
	丸井グループ	359,000	1,054.00	378,386,000	
	ケーズホールディングス	214,500	2,912.00	624,624,000	
	アークス	207,700	2,453.00	509,488,100	
	足利ホールディングス	149,000	460.00	68,540,000	
	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	7,043,800	671.00	4,726,389,800	
	りそなホールディングス	1,181,600	642.40	759,059,840	
	三井住友トラスト・ホールディングス	4,390,000	472.60	2,074,714,000	
	十六銀行	478,000	447.00	213,666,000	
	京葉銀行	325,000	657.00	213,525,000	
	野村ホールディングス	2,436,400	725.20	1,766,877,280	
	第一生命保険	492,600	1,711.50	843,084,900	
	東京海上ホールディングス	376,300	3,857.50	1,451,577,250	
	東京センチュリーリース	126,800	3,015.00	382,302,000	
	アコム	1,133,400	351.00	397,823,400	
	オリックス	794,900	1,579.50	1,255,544,550	
	三菱地所	426,000	2,819.00	1,200,894,000	
	東京建物	910,000	1,001.00	910,910,000	
	住友不動産	195,000	4,506.00	878,670,000	
	クックパッド	105,300	3,820.00	402,246,000	
	リクルートホールディングス	26,100	3,775.00	98,527,500	
合計　96銘柄		61,499,400	—	79,763,943,470	

年金日本債券マザーファンド

(１)貸借対照表

区分	平成25年11月19日現在 金額（円）	平成26年11月19日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	160,085,311	103,502,517
国債証券	8,457,387,500	9,121,416,500
地方債証券	110,437,300	－
特殊債券	100,027,300	100,674,600
社債券	5,700,142,300	5,286,280,500
未収利息	40,241,523	40,564,828
前払費用	9,649,376	3,394,639
流動資産合計	14,577,970,610	14,655,833,584
資産合計	14,577,970,610	14,655,833,584
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,584,534	4,875,028
流動負債合計	1,584,534	4,875,028
負債合計	1,584,534	4,875,028
純資産の部		
元本等		
元本	12,981,774,091	12,661,527,617
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	1,594,611,985	1,989,430,939
元本等合計	14,576,386,076	14,650,958,556
純資産合計	14,576,386,076	14,650,958,556
負債純資産合計	14,577,970,610	14,655,833,584

（２）注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　平成25年11月20日 至　平成26年11月19日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。

３．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成25年11月19日現在	平成26年11月19日現在
１．元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	12,343,980,147円	12,981,774,091円
期中追加設定元本額	4,514,159,383円	4,074,734,161円
期中一部解約元本額	3,876,365,439円	4,394,980,635円
元本の内訳		
大和住銀ＤＣ日本債券ファンド	193,063,527円	220,882,579円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０	1,404,319,187円	1,434,997,991円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０	1,583,404,591円	1,906,269,091円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０	755,733,222円	786,466,380円
大和住銀年金専用日本債券F-1（適格機関投資家限定）	7,151,987,852円	6,666,289,593円
大和住銀日本債券ファンドＶＡ（適格機関投資家限定）	1,387,115,369円	1,157,874,266円
大和住銀年金設計ファンド３０ＶＡ（適格機関投資家専用）	24,729,616円	24,939,458円
大和住銀年金設計ファンド５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	31,479,084円	30,216,657円
大和住銀年金設計ファンド７０ＶＡ（適格機関投資家専用）	6,364,231円	7,142,451円
大和住銀バランスファンド60（適格機関投資家限定）	403,397,092円	411,566,942円
大和住銀世界資産バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	40,180,320円	14,882,209円
合計	12,981,774,091円	12,661,527,617円
２．受益権の総数	12,981,774,091口	12,661,527,617口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	自　平成25年11月20日 至　平成26年11月19日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	平成26年11月19日現在
１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（平成25年11月19日現在）

種類	計算期間※の損益に含まれた評価差額（円）
国　債　証　券	132,238,000
地 方 債 証 券	△4,401,700

特　殊　債　券	27,300
社　　債　　券	8,985,900
合計	136,849,500

※「計算期間」とは、「年金日本債券マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成25年１月29日から平成25年11月19日まで）を指しております。

（平成26年11月19日現在）

種類	計算期間※の損益に含まれた評価差額（円）
国　債　証　券	175,450,000
特　殊　債　券	563,400
社　　債　　券	5,110,400
合計	181,123,800

※「計算期間」とは、「年金日本債券マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成26年１月28日から平成26年11月19日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
（平成25年11月19日現在）
該当事項はありません。

（平成26年11月19日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
（自　平成25年11月20日　至　平成26年11月19日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

平成25年11月19日現在	平成26年11月19日現在
１口当たり純資産額 1.1228円 「１口＝１円（10,000口＝11,228円）」	１口当たり純資産額 1.1571円 「１口＝１円（10,000口＝11,571円）」

（３）附属明細表
有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	国債証券	340 2年国債	800,000,000	801,120,000	
	国債証券	117 5年国債	450,000,000	452,034,000	
	国債証券	119 5年国債	600,000,000	599,862,000	
	国債証券	320 10年国債	300,000,000	315,651,000	
	国債証券	321 10年国債	300,000,000	315,618,000	
	国債証券	325 10年国債	200,000,000	207,412,000	
	国債証券	329 10年国債	600,000,000	621,450,000	
	国債証券	13 30年国債	300,000,000	340,965,000	
	国債証券	17 30年国債	50,000,000	60,048,000	
	国債証券	20 30年国債	300,000,000	365,904,000	
	国債証券	22 30年国債	350,000,000	427,259,000	
	国債証券	44 30年国債	300,000,000	317,934,000	
	国債証券	81 20年国債	300,000,000	345,699,000	
	国債証券	93 20年国債	500,000,000	579,010,000	
	国債証券	97 20年国債	200,000,000	236,852,000	
	国債証券	102 20年国債	150,000,000	181,843,500	
	国債証券	116 20年国債	50,000,000	59,273,000	
	国債証券	122 20年国債	300,000,000	337,644,000	
	国債証券	126 20年国債	300,000,000	345,987,000	
	国債証券	129 20年国債	900,000,000	1,009,566,000	
	国債証券	135 20年国債	200,000,000	220,186,000	
	国債証券	136 20年国債	200,000,000	217,078,000	
	国債証券	145 20年国債	700,000,000	763,021,000	
	特殊債券	3 大阪府住宅供給	100,000,000	100,674,600	
	社債券	15 清水建設	200,000,000	206,193,200	
	社債券	29サツポロホールデイング	100,000,000	100,142,500	
	社債券	2 ヒユーリツク	100,000,000	101,031,600	
	社債券	7 三菱ケミカルホールデイ	100,000,000	101,475,700	
	社債券	6 日本ゼオン	100,000,000	101,258,000	
	社債券	1 マルホ	100,000,000	100,148,000	
	社債券	3 ニチアス	100,000,000	100,283,000	

	社債券	22 日新製鋼	100,000,000	100,060,800	
	社債券	3 森精機製作所	200,000,000	201,500,200	
	社債券	14 日立建機	100,000,000	100,986,900	
	社債券	1 小森コーポレーシヨン	100,000,000	100,551,800	
	社債券	16 ダイキン工業	100,000,000	107,532,800	
	社債券	3-1 住友生命第3	100,000,000	100,574,700	
	社債券	1フコク生命2011基金	100,000,000	101,138,800	
	社債券	1 明治安田2013基	100,000,000	101,525,900	
	社債券	1 明治安田2014基	100,000,000	100,166,000	
	社債券	2 JA三井リース	100,000,000	100,290,600	
	社債券	55 日産自動車	100,000,000	100,838,300	
	社債券	56 日産自動車	100,000,000	101,411,900	
	社債券	5 ドン･キホーテ	200,000,000	203,293,200	
	社債券	2 シチズンHD	100,000,000	100,473,700	
	社債券	70 伊藤忠商事	100,000,000	100,207,600	
	社債券	18 丸井グループ	100,000,000	101,790,700	
	社債券	53 クレデイセゾン	100,000,000	99,676,400	
	社債券	4 ほくほくフイナンFR	200,000,000	205,012,000	
	社債券	23 ホンダフアイナンス	200,000,000	200,915,200	
	社債券	62 アコム	100,000,000	101,027,800	
	社債券	64 アコム	100,000,000	101,824,900	
	社債券	157 オリックス	200,000,000	204,158,000	
	社債券	161 オリックス	100,000,000	101,761,500	
	社債券	2-1 財政マスター特定	200,000,000	210,628,200	
	社債券	2あいおいニツセ劣FR	200,000,000	204,212,000	
	社債券	3 NECキヤピタルソリユーシ	100,000,000	100,629,500	
	社債券	4 NECキヤピタルソリユーシ	100,000,000	100,994,800	
	社債券	84 住友不動産	100,000,000	100,445,200	
	社債券	82 近畿日本鉄道	100,000,000	100,010,600	
	社債券	40 名古屋鉄道	100,000,000	105,444,900	
	社債券	492 中部電力	100,000,000	105,308,900	
	社債券	486 関西電力	200,000,000	202,597,200	
	社債券	466 東北電力	100,000,000	102,035,500	
	社債券	417 九州電力	200,000,000	202,187,800	
	社債券	292 北海道電力	100,000,000	104,534,200	
合計　66銘柄			13,650,000,000	14,508,371,600	

インターナショナル株式マザーファンド

(１)貸借対照表

区分	平成25年11月19日現在 金額（円）	平成26年11月19日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	155,215,394	668,170,039
コール・ローン	915,035,391	1,096,116,284
株式	45,421,738,759	52,065,985,698
投資証券	398,318,031	―
派生商品評価勘定	1,295,320	585,800
未収入金	500,774,352	400,798,607
未収配当金	20,798,717	22,583,785
流動資産合計	47,413,175,964	54,254,240,213

資産合計	47,413,175,964	54,254,240,213
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,469,881	691,986
未払金	315,265,209	219,410,641
未払解約金	52,876,783	146,146,916
流動負債合計	370,611,873	366,249,543
負債合計	370,611,873	366,249,543
純資産の部		
元本等		
元本	22,471,829,897	19,249,876,114
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	24,570,734,194	34,638,114,556
元本等合計	47,042,564,091	53,887,990,670
純資産合計	47,042,564,091	53,887,990,670
負債純資産合計	47,413,175,964	54,254,240,213

（２）注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　平成25年11月20日 至　平成26年11月19日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等の提示する気配相場に基づいて評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。
３．収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国株式及び外国投資証券についての受取配当金は、原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。
４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成25年11月19日現在	平成26年11月19日現在
１．元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	27,297,782,893円	22,471,829,897円
期中追加設定元本額	8,594,673,496円	7,983,522,103円
期中一部解約元本額	13,420,626,492円	11,205,475,886円
元本の内訳		

大和住銀グローバルバランスファンド	245,954,324円	176,574,190円
大和住銀ＤＣ外国株式ファンド	7,590,302,538円	7,765,139,196円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０	71,074,187円	72,250,470円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０	392,483,742円	360,728,210円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０	444,218,631円	458,579,412円
大和住銀ＤＣ海外株式アクティブファンド	1,890,224,437円	2,111,143,918円
大和住銀グローバルバランスファンドＶＡ	148,788,778円	91,199,092円
大和住銀／Ｔ．ロウ・プライス外国株式ファンドＶＡ	4,990,692,243円	3,983,862,094円
大和住銀グローバルバランスファンドＳＶＡ	1,388,051,217円	1,057,266,802円
大和住銀外国株式ファンドＭＳＶＡ（適格機関投資家限定）	5,060,174,642円	3,005,296,222円
大和住銀年金設計ファンド３０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,189,216円	1,196,544円
大和住銀年金設計ファンド５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	7,735,588円	6,103,625円
大和住銀年金設計ファンド７０ＶＡ（適格機関投資家専用）	4,045,343円	2,961,299円
大和住銀バランスファンド60（適格機関投資家限定）	164,578,330円	135,374,801円
大和住銀世界資産バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	72,316,681円	22,200,239円
合計	22,471,829,897円	19,249,876,114円
２．受益権の総数	22,471,829,897口	19,249,876,114口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	自　平成25年11月20日 至　平成26年11月19日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	平成26年11月19日現在
１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引等関係に関する注記に記載しております。 (3)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（平成25年11月19日現在）

種類	計算期間※の損益に含まれた評価差額（円）
株　　式	4,423,844,577
投　資　証　券	46,193,170
合計	4,470,037,747

※「計算期間」とは、「インターナショナル株式マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成25年７月９日から平成25年11月19日まで）を指しております。

（平成26年11月19日現在）

種類	計算期間※の損益に含まれた評価差額（円）
株　　式	1,551,714,445
合計	1,551,714,445

※「計算期間」とは、「インターナショナル株式マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成26年７月８日から平成26年11月19日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
（通貨関連）

区分	種類	平成25年11月19日現在			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	243,517,461	－	243,951,708	434,247
	イギリス・ポンド	79,295,734	－	78,865,610	△430,124
	メキシコ・ペソ	9,255,602	－	9,256,949	1,347
	ユーロ	17,123,169	－	17,070,098	△53,071
	売建				
	アメリカ・ドル	142,774,505	－	142,182,270	592,235
	イギリス・ポンド	40,027,570	－	39,995,262	32,308
	スウェーデン・クローナ	18,583,980	－	18,608,628	△24,648
	ブラジル・レアル	94,670,565	－	96,396,616	△1,726,051
	ユーロ	10,835,346	－	10,836,150	△804
合計		－	－	657,163,291	△1,174,561

区分	種類	平成26年11月19日現在			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	50,821,759	－	50,972,986	151,227
	香港・ドル	78,697,129	－	78,919,844	222,715
	ユーロ	55,958,882	－	56,169,709	210,827
	売建				
	アメリカ・ドル	148,056,011	－	148,563,247	△507,236
	香港・ドル	46,021,759	－	46,205,478	△183,719
合計		－	－	380,831,264	△106,186

（注）時価の算定方法
A．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨につきましては、以下のように評価しております。
①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合には、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合には、以下の方法によっております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
B．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨につきましては、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）
（自　平成25年11月20日　至　平成26年11月19日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

平成25年11月19日現在	平成26年11月19日現在
１口当たり純資産額 2.0934円 「１口＝１円（10,000口＝20,934円）」	１口当たり純資産額 2.7994円 「１口＝１円（10,000口＝27,994円）」

（３）附属明細表
①有価証券明細表

＜株式＞

通貨	銘柄	株式数（株）	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	AGILENT TECH	146,400	40.800	5,973,120.000	
	AIRGAS INC	90,000	115.790	10,421,100.000	
	ALEXION PHARM.INC	37,900	192.370	7,290,823.000	
	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	30,400	110.810	3,368,624.000	
	ALLERGAN INC	36,000	213.370	7,681,320.000	
	ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	26,200	89.950	2,356,690.000	
	AMAZON.COM INC	40,900	324.930	13,289,637.000	
	AMERICAN AIRLINES GROUP INC	255,600	45.050	11,514,780.000	
	ANADARKO PETROLEUM CORP	35,500	89.390	3,173,345.000	
	APPLE INC	119,390	115.470	13,785,963.300	
	AUTODESK INC	69,300	59.230	4,104,639.000	
	BAIDU INC - SPON ADR	31,900	242.750	7,743,725.000	
	BIOGEN IDEC INC	25,300	305.560	7,730,668.000	
	BOEING CO/THE	74,900	130.660	9,786,434.000	
	CONCHO RESOURCES INC	25,400	114.980	2,920,492.000	
	CTRIP.COM INTERNATIONAL-ADR	72,800	59.550	4,335,240.000	
	DANAHER CORP	120,200	82.580	9,926,116.000	
	DP WORLD LTD	173,391	21.050	3,649,880.550	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	89,100	72.030	6,417,873.000	
	GOOGLE INC-CL C	17,450	535.030	9,336,273.500	
	GRUPO FIN SANTANDER-ADR B	286,000	11.320	3,237,520.000	
	HOSPIRA INC	141,000	59.720	8,420,520.000	
	HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	100,200	79.930	8,008,986.000	
	INCYTE CORP	40,900	69.640	2,848,276.000	
	INTUITIVE SURGICAL INC	15,100	516.190	7,794,469.000	
	ITAU UNIBANCO H-SPON PRF ADR	235,100	14.000	3,291,400.000	
	JPMORGAN CHASE & CO	157,200	60.530	9,515,316.000	
	LIBERTY GLOBAL PLC-SERIES C	146,200	45.500	6,652,100.000	
	LINKEDIN CORP - A	19,800	221.070	4,377,186.000	
	LOWE'S COS INC	119,100	58.530	6,970,923.000	
	MARTIN MARIETTA MATERIALS	52,900	127.500	6,744,750.000	
	MERCADOLIBRE INC	32,200	135.500	4,363,100.000	
	MORGAN STANLEY	273,500	35.470	9,701,045.000	
	NETFLIX INC	6,900	381.030	2,629,107.000	
	NETSUITE INC	41,900	108.840	4,560,396.000	
	PIONEER NATURAL RESOURCES CO	26,000	166.960	4,340,960.000	
	PRICELINE GROUP INC/THE	7,650	1,166.830	8,926,249.500	
	RANGE RESOURCES CORP	64,800	71.460	4,630,608.000	
	ROSS STORES INC	58,500	81.280	4,754,880.000	
	SILVER WHEATON CORP	187,400	21.350	4,000,990.000	
	SOUTHERN COPPER CORP	121,000	30.320	3,668,720.000	
	STATE STREET CORPORATION	128,900	75.860	9,778,354.000	
	TD AMERITRADE HOLDING CORP	147,200	34.650	5,100,480.000	
	TESLA MOTORS INC	10,900	257.700	2,808,930.000	
	TEXTRON INC	113,100	42.450	4,801,095.000	
	TRIMBLE NAVIGATION LTD	74,400	28.600	2,127,840.000	
	VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADS	141,600	23.710	3,357,336.000	
	VISA INC-CLASS A SHRS	33,300	249.730	8,316,009.000	
	WHITING PETROLEUM CORP	42,000	54.190	2,275,980.000	
	WPX ENERGY INC	265,900	15.560	4,137,404.000	
	WYNN RESORTS LTD	31,200	182.080	5,680,896.000	
	小計（アメリカ・ドル）51銘柄	4,639,881	—	312,628,568.850 (36,583,795,126)	
カナダ・ドル	SEVEN GENERATIONS ENERGY - A	21,500	22.100	475,150.000	
	小計（カナダ・ドル）１銘柄	21,500	—	475,150.000 (49,102,000)	
香港・ドル	AIA GROUP LTD	1,809,800	43.750	79,178,750.000	
	SAMSONITE INTERNATIONAL SA	1,384,200	26.400	36,542,880.000	
	TINGYI (CAYMAN ISLN)HLDG	1,674,000	18.560	31,069,440.000	
	小計（香港・ドル）３銘柄	4,868,000	—	146,791,070.000 (2,215,077,246)	
イギリス・ポンド	ARM HOLDINGS PLC	788,868	8.810	6,949,927.080	
	DIRECT LINE INSURANCE GROUP	1,116,027	2.825	3,152,776.270	
	ROTORK PLC	118,738	23.530	2,793,905.140	
	ROYAL BK OF SCOTLAND GRP	788,729	3.816	3,009,789.860	

	小計（イギリス・ポンド）４銘柄	2,812,362	－	15,906,398.350 (2,905,939,914)	
スイス・フラン	HOLCIM LTD-REG	152,762	68.500	10,464,197.000	
	小計（スイス・フラン）１銘柄	152,762	－	10,464,197.000 (1,276,736,675)	
デンマーク・クローネ	GN STORE NORD A/S	281,413	129.800	36,527,407.400	
	小計（デンマーク・クローネ）１銘柄	281,413	－	36,527,407.400 (719,224,651)	
スウェーデン・クローナ	ASSA ABLOY AB-B	102,812	392.800	40,384,553.600	
	HEXAGON AB-B SHS	145,131	249.300	36,181,158.300	
	小計（スウェーデン・クローナ）２銘柄	247,943	－	76,565,711.900 (1,211,269,562)	
メキシコ・ペソ	WALMART DE MEXICO-SER V	3,866,100	29.970	115,867,017.000	
	小計（メキシコ・ペソ）１銘柄	3,866,100	－	115,867,017.000 (998,773,686)	
インド・ルピー	HDFC BANK LIMITED	334,333	932.200	311,665,222.600	
	NTPC LIMITED	1,137,808	146.800	167,030,214.400	
	小計（インド・ルピー）２銘柄	1,472,141	－	478,695,437.000 (914,308,284)	
ブラジル・レアル	BR MALLS PARTICIPACOES SA	295,300	17.220	5,085,066.000	
	小計（ブラジル・レアル）１銘柄	295,300	－	5,085,066.000 (230,404,340)	
韓国・ウォン	NAVER CORPORATION	4,645	781,000.000	3,627,745,000.000	
	小計（韓国・ウォン）１銘柄	4,645	－	3,627,745,000.000 (385,629,293)	
ユーロ	ALTICE SA	8,504	46.260	393,395.040	
	ASML HOLDING NV	40,187	82.740	3,325,072.380	
	BANCO BILBAO VIZCAYA SA	521,277	8.763	4,567,950.350	
	BRENNTAG AG	173,516	42.275	7,335,388.900	
	INMOBILIARIA COLONIAL SA	5,828,219	0.573	3,339,569.480	
	MONCLER SPA	363,866	11.550	4,202,652.300	
	PIRAEUS BANKS S.A	2,074,449	1.110	2,302,638.390	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	91,656	62.780	5,754,163.680	
	小計（ユーロ）８銘柄	9,101,674	－	31,220,830.520 (4,575,724,921)	
合計		27,763,721	－	52,065,985,698 (52,065,985,698)	

（注）1.　各種通貨ごとの小計の欄における(　)内の金額は、邦貨換算額であります。
2.　合計欄は邦貨金額を表示しております。(　)内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3.　外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入有価証券時価比率※	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	外国株式	51銘柄	67.89%	70.26%
カナダ・ドル	外国株式	１銘柄	0.09%	0.09%
香港・ドル	外国株式	３銘柄	4.11%	4.26%
イギリス・ポンド	外国株式	４銘柄	5.39%	5.58%
スイス・フラン	外国株式	１銘柄	2.37%	2.45%
デンマーク・クローネ	外国株式	１銘柄	1.33%	1.38%
スウェーデン・クローナ	外国株式	２銘柄	2.25%	2.33%
メキシコ・ペソ	外国株式	１銘柄	1.85%	1.92%
インド・ルピー	外国株式	２銘柄	1.70%	1.76%
ブラジル・レアル	外国株式	１銘柄	0.43%	0.44%
韓国・ウォン	外国株式	１銘柄	0.71%	0.74%
ユーロ	外国株式	８銘柄	8.49%	8.79%

※組入有価証券時価比率とは、純資産額に対する比率であります。

②為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表中の(デリバティブ取引等関係に関する注記)で記載しており、ここでは省略しております。

インターナショナル債券マザーファンド

(１)貸借対照表

区分	平成25年11月19日現在 金額（円）	平成26年11月19日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	22,196,097	128,682,152
コール・ローン	81,590,688	106,412,884
国債証券	4,050,849,785	4,787,350,508
地方債証券	34,807,203	49,773,007
特殊債券	60,833,648	25,289,198
社債券	712,178,806	564,451,754
派生商品評価勘定	16,290,733	137,797,539
未収入金	－	46,986,153
未収利息	44,261,024	42,223,465
前払費用	7,918,520	9,985,397
差入委託証拠金	14,297,074	18,061,679
流動資産合計	5,045,223,578	5,917,013,736
資産合計	5,045,223,578	5,917,013,736
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	16,934,961	117,853,353
未払金	2,977,852	19,137,161
未払解約金	1,434,411	2,660,992
流動負債合計	21,347,224	139,651,506
負債合計	21,347,224	139,651,506
純資産の部		
元本等		
元本	2,327,314,161	2,207,957,421
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	2,696,562,193	3,569,404,809
元本等合計	5,023,876,354	5,777,362,230
純資産合計	5,023,876,354	5,777,362,230
負債純資産合計	5,045,223,578	5,917,013,736

（２）注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　平成25年11月20日 至　平成26年11月19日

１．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。
３．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。
４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成25年11月19日現在	平成26年11月19日現在
１．元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	2,608,989,922円	2,327,314,161円
期中追加設定元本額	372,832,418円	384,145,980円
期中一部解約元本額	654,508,179円	503,502,720円
元本の内訳		
大和住銀ＤＣ外国債券ファンド	1,134,645,945円	1,227,750,691円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０	119,881,691円	122,347,672円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０	218,375,742円	240,157,273円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０	189,907,758円	197,341,556円
大和住銀ライフプラン・外国債券	4,132,807円	3,875,848円
大和住銀／Ｔ．ロウ・プライス外国債券ファンドＶＡ	526,718,684円	318,474,515円
大和住銀年金設計ファンド３０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,064,557円	2,081,058円
大和住銀年金設計ファンド５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	4,318,842円	3,923,115円
大和住銀年金設計ファンド７０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,641,904円	1,587,141円
大和住銀バランスファンド60（適格機関投資家限定）	68,923,637円	68,343,896円
大和住銀世界資産バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	56,702,594円	22,074,656円
合計	2,327,314,161円	2,207,957,421円
２．受益権の総数	2,327,314,161口	2,207,957,421口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	自　平成25年11月20日 至　平成26年11月19日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	平成26年11月19日現在

1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引等関係に関する注記に記載しております。 (3)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
（平成25年11月19日現在）

種類	計算期間※の損益に含まれた評価差額（円）
国　債　証　券	△7,508,083
地 方 債 証 券	△1,119,389
特　殊　債　券	△4,369,908
社　　債　　券	△14,604,326
合計	△27,601,706

※「計算期間」とは、「インターナショナル債券マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成25年２月23日から平成25年11月19日まで）を指しております。

（平成26年11月19日現在）

種類	計算期間※の損益に含まれた評価差額（円）
国　債　証　券	148,108,427
地 方 債 証 券	2,352,098
特　殊　債　券	846,995
社　　債　　券	10,562,509
合計	161,870,029

※「計算期間」とは、「インターナショナル債券マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成26年２月25日から平成26年11月19日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
（債券関連）

区分	種類	平成25年11月19日現在			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	債券先物取引 売建 EURO-BOBL FUTURE DEC13 US 10YR NOTE FUT DEC13	 50,210,804 137,203,908	 － －	 50,753,142 139,583,866	 △542,338 △2,379,958
合計		－	－	190,337,008	△2,922,296

区分	種類	平成26年11月19日現在			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	債券先物取引 売建 AUST 10Y BOND FUT DEC14 EURO-BOBL FUTURE DEC14 US 10YR NOTE FUT DEC14	 73,149,553 74,763,187 236,480,964	 － － －	 74,934,228 75,103,207 237,111,784	 △1,784,675 △340,020 △630,820
合計		－	－	387,149,219	△2,755,515

（注）時価の算定方法
１）先物取引の残高表示は、契約額によっております。
外国先物においては、契約額等には、手数料相当額含んでおりません。
２）期末の評価においては、取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段等又は最終相場で評価しております。
３）契約額等及び時価の邦貨換算は計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

（通貨関連）

区分	種類	平成25年11月19日現在			
		契約額等（円）	うち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	480,546,632	－	485,965,727	5,419,095
	シンガポール・ドル	4,007,539	－	4,053,305	45,766
	スイス・フラン	18,764,147	－	19,160,750	396,603
	ノルウェー・クローネ	162,152,281	－	164,507,280	2,354,999
	メキシコ・ペソ	126,113,634	－	131,768,150	5,654,516
	ロシア・ルーブル	1,895,340	－	1,940,927	45,587
	ポーランド・ズロチ	74,009,800	－	75,612,560	1,602,760
	ユーロ	69,345,449	－	70,116,800	771,351
	売建				
	アメリカ・ドル	6,986,756	－	6,986,700	56
	カナダ・ドル	51,465,675	－	52,424,010	△958,335
	オーストラリア・ドル	57,067,697	－	57,660,000	△592,303
	イギリス・ポンド	329,936,853	－	335,969,121	△6,032,268
	イスラエル・シュケル	19,754,834	－	20,100,100	△345,266
	デンマーク・クローネ	3,966,782	－	4,052,160	△85,378
	ノルウェー・クローネ	71,366,922	－	72,499,410	△1,132,488
	スウェーデン・クローナ	86,799,823	－	87,393,180	△593,357
	メキシコ・ペソ	1,281,545	－	1,299,610	△18,065
	ロシア・ルーブル	37,790,901	－	38,204,100	△413,199
	南アフリカ・ランド	2,627,350	－	2,722,890	△95,540
	ポーランド・ズロチ	509,187	－	513,280	△4,093
	ユーロ	173,935,051	－	177,677,424	△3,742,373
合計		－	－	1,810,627,484	2,278,068

区分	種類	平成26年11月19日現在			
		契約額等（円）	うち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	1,279,373,157	－	1,371,301,084	91,927,927
	カナダ・ドル	122,690,283	－	133,436,160	10,745,877
	オーストラリア・ドル	3,377,017	－	3,631,320	254,303
	シンガポール・ドル	22,744,380	－	23,034,880	290,500
	イギリス・ポンド	201,596,030	－	216,168,827	14,572,797
	スイス・フラン	18,580,656	－	20,130,000	1,549,344
	ノルウェー・クローネ	97,276,183	－	103,414,460	6,138,277
	メキシコ・ペソ	38,695,628	－	42,194,250	3,498,622
	南アフリカ・ランド	58,550,735	－	59,339,861	789,126
	ポーランド・ズロチ	45,284,190	－	48,583,710	3,299,520
	ユーロ	146,284,629	－	150,240,618	3,955,989
	売建				
	アメリカ・ドル	839,815,289	－	896,770,203	△56,954,914
	オーストラリア・ドル	73,306,370	－	78,779,470	△5,473,100
	シンガポール・ドル	80,972,189	－	86,291,589	△5,319,400
	イギリス・ポンド	234,083,892	－	240,315,780	△6,231,888
	イスラエル・シュケル	21,683,600	－	22,967,100	△1,283,500
	デンマーク・クローネ	5,816,220	－	6,255,060	△438,840
	ノルウェー・クローネ	40,115,970	－	41,713,830	△1,597,860
	スウェーデン・クローナ	34,640,640	－	36,782,400	△2,141,760
	メキシコ・ペソ	52,219,047	－	52,451,146	△232,099
	南アフリカ・ランド	61,158,240	－	65,770,380	△4,612,140
	ユーロ	434,973,420	－	465,010,500	△30,037,080
合計		－	－	4,164,582,628	22,699,701

（注）時価の算定方法

A．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨につきましては、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合には、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合には、以下の方法によっております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

B．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨につきましては、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）
（自　平成25年11月20日　至　平成26年11月19日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

平成25年11月19日現在	平成26年11月19日現在
１口当たり純資産額 2.1587円 「１口＝１円（10,000口＝21,587円）」	１口当たり純資産額 2.6166円 「１口＝１円（10,000口＝26,166円）」

（３）附属明細表
①有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
アメリカ・ドル	国債証券	B 0 03/19/15	2,231,000.000	2,230,821.520	
	国債証券	COLOM 4 02/26/24	200,000.000	203,786.000	
	国債証券	ICELND 5.875 05/11/22	160,000.000	181,273.600	
	国債証券	LITHUN 7.375 02/11/20	404,000.000	490,940.800	
	国債証券	SLOVEN 4.75 05/10/18	200,000.000	215,000.000	
	国債証券	SLOVEN 5.5 10/26/22	253,000.000	280,513.750	
	国債証券	T 1 03/31/17	1,754,000.000	1,765,909.660	
	国債証券	T 2.25 01/31/15	502,000.000	504,193.740	
	国債証券	T 2.5 03/31/15	1,391,000.000	1,403,212.980	
	国債証券	T 2.625 04/30/16	1,521,000.000	1,571,375.520	
	国債証券	T 2.75 02/15/19	1,112,000.000	1,171,592.080	
	国債証券	T 2.875 03/31/18	433,000.000	457,897.500	
	国債証券	T 3.375 05/15/44	604,000.000	642,311.720	
	国債証券	TII 0.125 07/15/24	543,000.000	526,912.080	
	国債証券	TII 0.625 01/15/24	527,000.000	544,163.240	
	特殊債券	PEMEX 5.5 06/27/44	10,000.000	10,212.500	
	社債券	A 3.2 10/01/22	10,000.000	9,664.300	
	社債券	ABBEY 1.375 03/13/17	40,000.000	40,056.800	
	社債券	AEP 6.375 04/01/36	15,000.000	19,057.350	
	社債券	APC 6.375 09/15/17	15,000.000	16,871.700	
	社債券	ARW 3 03/01/18	5,000.000	5,148.850	
	社債券	ARW 4.5 03/01/23	20,000.000	20,716.600	
	社債券	AVP 5 03/15/23	25,000.000	22,906.250	
	社債券	AVT 4.875 12/01/22	10,000.000	10,684.900	
	社債券	BAC 5.65 05/01/18	25,000.000	27,911.250	
	社債券	BAC 6.5 08/01/16	45,000.000	48,909.150	
	社債券	BHI 3.2 08/15/21	25,000.000	25,417.250	
	社債券	BRK 5.4 06/01/41	25,000.000	28,722.250	
	社債券	C 4.587 12/15/15	35,000.000	36,394.050	
	社債券	CARGIL 3.25 11/15/21	25,000.000	25,791.750	
	社債券	CCI 3.849 04/15/23	20,000.000	19,949.600	
	社債券	CEG 5.15 12/01/20	25,000.000	27,891.750	
	社債券	CELG 4.625 05/15/44	25,000.000	25,015.000	
	社債券	CMCSA 3.125 07/15/22	15,000.000	15,203.400	
	社債券	CMCSA 6.95 08/15/37	25,000.000	33,610.500	
	社債券	DELH 6.5 06/15/17	30,000.000	33,476.700	
	社債券	DLPH 5 02/15/23	115,000.000	123,337.500	
	社債券	DPM 2.7 04/01/19	5,000.000	5,018.100	
	社債券	ECOPET 4.125 01/16/25	185,000.000	177,664.750	
	社債券	ECOPET 5.875 05/28/45	5,000.000	4,998.500	
	社債券	EEP 5.5 09/15/40	15,000.000	15,592.350	
	社債券	ENLK 4.4 04/01/24	20,000.000	20,551.000	
	社債券	ENOGEX 6.25 03/15/20	20,000.000	22,985.200	
	社債券	ENTERP 3.85 11/15/24	15,000.000	15,145.500	
	社債券	EPD 5.95 02/01/41	45,000.000	52,821.000	
	社債券	EXC 6.25 10/01/39	10,000.000	11,736.400	
	社債券	FE 4.25 03/15/23	10,000.000	10,080.400	

社債券	FIS 3.5 04/15/23	25,000.000	24,669.500	
社債券	FIS 3.875 06/05/24	40,000.000	40,628.400	
社債券	FISV 3.5 10/01/22	10,000.000	10,002.800	
社債券	GCN 3.625 06/09/21	30,000.000	29,705.100	
社債券	GCN 3.7 03/15/23	15,000.000	14,437.800	
社債券	GE 1.625 07/02/15	15,000.000	15,115.800	
社債券	GE 4.125 10/09/42	30,000.000	29,992.800	
社債券	GE 4.5 03/11/44	45,000.000	47,723.400	
社債券	GE 5.875 01/14/38	65,000.000	79,138.150	
社債券	GILD 4.8 04/01/44	30,000.000	31,841.100	
社債券	GM 6.25 10/02/43	105,000.000	120,356.250	
社債券	GS 3.625 02/07/16	25,000.000	25,774.500	
社債券	GS 3.7 08/01/15	55,000.000	56,162.700	
社債券	GS 5.75 01/24/22	45,000.000	51,555.600	
社債券	GS 6.25 02/01/41	15,000.000	18,399.150	
社債券	GTPTOW 4.347 06/15/41	25,000.000	25,539.500	
社債券	HUM 3.15 12/01/22	40,000.000	39,443.200	
社債券	JCI 3.75 12/01/21	25,000.000	25,965.250	
社債券	KSU 3 05/15/23	45,000.000	43,439.400	
社債券	KTZKZ 6.95 07/10/42	200,000.000	213,810.000	
社債券	LIBMUT 4.25 06/15/23	10,000.000	10,329.500	
社債券	LIFE 4.4 03/01/15	10,000.000	10,100.800	
社債券	LIFE 6 03/01/20	25,000.000	28,653.500	
社債券	MCD 2.625 01/15/22	25,000.000	24,845.250	
社債券	MCK 4.883 03/15/44	15,000.000	15,719.250	
社債券	MHK 3.85 02/01/23	5,000.000	5,018.950	
社債券	MLM 4.25 07/02/24	15,000.000	15,273.900	
社債券	MO 9.25 08/06/19	20,000.000	25,830.600	
社債券	MS 2.125 04/25/18	135,000.000	135,118.800	
社債券	MS 5 11/24/25	105,000.000	110,586.000	
社債券	MUR 4 06/01/22	15,000.000	14,623.050	
社債券	NBL 6 03/01/41	10,000.000	11,154.900	
社債券	NBR 2.35 09/15/16	5,000.000	5,080.500	
社債券	NVE 6.5 08/01/18	25,000.000	29,126.500	
社債券	NVE 7.125 03/15/19	30,000.000	36,012.000	
社債券	ORCL 5.75 04/15/18	30,000.000	34,033.500	
社債券	ORLY 3.85 06/15/23	10,000.000	10,335.400	
社債券	PEMEX 3.125 01/23/19	10,000.000	10,225.000	
社債券	PEMEX 6.375 01/23/45	15,000.000	17,100.000	
社債券	PENSKE 2.5 06/15/19	10,000.000	9,973.600	
社債券	PERTIJ 4.3 05/20/23	335,000.000	329,975.000	
社債券	PETBRA 4.375 05/20/23	209,000.000	189,556.730	
社債券	PETBRA 4.875 03/17/20	20,000.000	19,407.800	
社債券	PETBRA 6.25 03/17/24	335,000.000	335,994.950	
社債券	PKG 4.5 11/01/23	20,000.000	21,159.200	
社債券	PX 2.45 02/15/22	25,000.000	24,261.250	
社債券	QVCN 4.375 03/15/23	10,000.000	9,945.000	
社債券	RAI 3.25 11/01/22	30,000.000	29,210.700	
社債券	RGA 5 06/01/21	25,000.000	27,532.750	
社債券	SBAC 2.898 10/15/19	230,000.000	230,998.200	
社債券	SBAC 2.933 12/15/17	25,000.000	25,331.750	
社債券	SBAC 3.598 04/15/18	25,000.000	25,183.250	
社債券	SCCO 5.25 11/08/42	30,000.000	27,752.400	
社債券	SIRI 5.25 08/15/22	25,000.000	26,375.000	
社債券	SO 4.75 09/01/40	25,000.000	27,133.500	
社債券	TD 2.375 10/19/16	40,000.000	41,220.400	
社債券	TMO 2.4 02/01/19	5,000.000	5,008.750	
社債券	TOL 4.375 04/15/23	15,000.000	14,737.500	
社債券	TUP 4.75 06/01/21	20,000.000	21,409.800	
社債券	TXT 3.65 03/01/21	20,000.000	20,499.400	
社債券	UAL 4.15 04/11/24	23,154.300	23,501.610	
社債券	UNH 4.625 11/15/41	15,000.000	15,866.250	
社債券	UNM 5.75 08/15/42	10,000.000	11,541.700	
社債券	UTX 4.5 06/01/42	25,000.000	26,550.000	
社債券	VZ 6.4 09/15/33	80,000.000	96,786.400	
社債券	WES 4 07/01/22	25,000.000	25,602.500	
社債券	WMB 3.7 01/15/23	10,000.000	9,347.900	

	社債券	XL 5.25 12/15/43	15,000.000	16,434.900	
	社債券	XRX 5.2 06/01/15	15,000.000	15,349.500	
	小計（アメリカ・ドル）116銘柄		15,847,154.300	16,349,962.280 (1,913,272,586)	
オーストラリア・ドル	国債証券	ACGB 5.25 03/15/19	104,000.000	114,718.240	
	地方債証券	NSWTC 6 03/01/22	421,000.000	489,361.980	
	特殊債券	KFW 6 08/20/20	210,000.000	236,890.500	
	小計（オーストラリア・ドル）３銘柄		735,000.000	840,970.720 (85,535,132)	
シンガポール・ドル	国債証券	SIGB 3 09/01/24	725,000.000	769,631.000	
	国債証券	SIGB 3.125 09/01/22	167,000.000	180,186.320	
	小計（シンガポール・ドル）２銘柄		892,000.000	949,817.320 (85,607,035)	
イギリス・ポンド	国債証券	UKT 1.75 07/22/19	507,000.000	514,909.200	
	国債証券	UKT 2.75 09/07/24	169,000.000	178,438.650	
	国債証券	UKT 3.75 09/07/21	210,000.000	237,531.000	
	国債証券	UKT 4.25 06/07/32	212,000.000	260,208.800	
	国債証券	UKT 4.25 09/07/39	374,000.000	468,809.000	
	国債証券	UKT 4.25 12/07/46	60,000.000	77,262.000	
	国債証券	UKT 4.5 12/07/42	366,000.000	482,168.400	
	小計（イギリス・ポンド）７銘柄		1,898,000.000	2,219,327.050 (405,448,859)	
イスラエル・シュケル	国債証券	ILGOV 4.25 03/31/23	628,000.000	737,322.240	
	小計（イスラエル・シュケル）１銘柄		628,000.000	737,322.240 (22,451,462)	
デンマーク・クローネ	国債証券	DGB 3 11/15/21	2,340,000.000	2,746,809.000	
	小計（デンマーク・クローネ）１銘柄		2,340,000.000	2,746,809.000 (54,084,669)	
スウェーデン・クローナ	国債証券	SGB 1.5 11/13/23	35,000.000	36,572.900	
	国債証券	SGB 3.5 06/01/22	720,000.000	860,976.000	
	国債証券	SGB 3.75 08/12/17	1,330,000.000	1,464,596.000	
	小計（スウェーデン・クローナ）３銘柄		2,085,000.000	2,362,144.900 (37,369,132)	
メキシコ・ペソ	国債証券	MBONO 6.5 06/09/22	7,433,800.000	7,821,844.360	
	国債証券	MBONO 7.5 06/03/27	413,000.000	459,165.140	
	国債証券	MBONO 7.75 11/13/42	9,315,000.000	10,479,281.850	
	国債証券	MBONO 8.5 11/18/38	2,548,000.000	3,090,418.240	
	小計（メキシコ・ペソ）４銘柄		19,709,800.000	21,850,709.590 (188,353,117)	
マレーシア・リンギット	国債証券	MGS 3.889 07/31/20	265,000.000	267,597.000	
	国債証券	MGS 4.16 07/15/21	567,000.000	579,309.570	
	小計（マレーシア・リンギット）２銘柄		832,000.000	846,906.570 (29,531,632)	
南アフリカ・ランド	国債証券	SAGB 6.75 03/31/21	735,000.000	714,471.440	
	国債証券	SAGB 7.75 02/28/23	2,731,000.000	2,764,372.820	
	小計（南アフリカ・ランド）２銘柄		3,466,000.000	3,478,844.260 (36,875,749)	
ポーランド・ズロチ	国債証券	POLGB 3.25 07/25/19	931,000.000	977,922.400	
	小計（ポーランド・ズロチ）１銘柄		931,000.000	977,922.400 (33,963,245)	
ユーロ	国債証券	BGB 2.75 03/28/16	224,000.000	232,361.920	
	国債証券	BGB 3.25 09/28/16	182,000.000	193,158.420	
	国債証券	BGB 3.75 09/28/15	111,000.000	114,617.490	
	国債証券	BGB 4 03/28/18	170,000.000	192,497.800	
	国債証券	BGB 4 03/28/22	380,000.000	471,694.000	
	国債証券	BGB 5 03/28/35	145,000.000	219,469.100	
	国債証券	BTPS 3.5 11/01/17	193,000.000	208,555.800	
	国債証券	BTPS 3.75 03/01/21	367,000.000	417,425.800	
	国債証券	BTPS 4.25 09/01/19	145,000.000	166,315.000	
	国債証券	BTPS 4.5 02/01/18	531,000.000	592,702.200	
	国債証券	BTPS 4.5 02/01/20	222,000.000	259,118.400	
	国債証券	BTPS 4.5 05/01/23	243,000.000	288,586.800	
	国債証券	BTPS 4.5 07/15/15	650,000.000	668,050.500	
	国債証券	BTPS 4.5 08/01/18	377,000.000	426,160.800	
	国債証券	BTPS 4.75 09/01/44	323,000.000	383,640.020	
	国債証券	BTPS 5.25 08/01/17	90,000.000	100,917.000	
	国債証券	BTPS 5.5 09/01/22	548,000.000	689,159.320	
	国債証券	BTPS 5.75 02/01/33	87,000.000	117,450.000	
	国債証券	BTPS 6 05/01/31	464,000.000	639,531.200	

	国債証券	CZECH 3.875 05/24/22	365,000.000	439,843.250	
	国債証券	DBR 1.5 02/15/23	651,000.000	700,410.900	
	国債証券	DBR 2.5 07/04/44	491,000.000	584,073.960	
	国債証券	DBR 3 07/04/20	662,000.000	766,529.800	
	国債証券	DBR 3.75 01/04/15	330,000.000	331,534.500	
	国債証券	DBR 4 01/04/37	123,000.000	178,374.600	
	国債証券	FRANCEOAT 5.5 04/25/29	139,000.000	208,780.780	
	国債証券	FRTR 2.25 05/25/24	83,000.000	92,071.070	
	国債証券	FRTR 3.75 04/25/21	716,000.000	864,283.600	
	国債証券	FRTR 4 10/25/38	264,000.000	359,211.600	
	国債証券	FRTR 4.25 10/25/18	1,329,000.000	1,544,949.210	
	国債証券	FRTR 4.75 04/25/35	47,000.000	69,240.400	
	国債証券	FRTR 5.75 10/25/32	176,000.000	282,207.200	
	国債証券	IRISH 2.4 05/15/30	108,000.000	110,235.600	
	国債証券	IRISH 4.5 04/18/20	123,000.000	147,980.070	
	国債証券	IRISH 4.5 10/18/18	78,000.000	90,300.600	
	国債証券	IRISH 5.4 03/13/25	113,000.000	152,023.420	
	国債証券	NETHER 1.75 07/15/23	135,000.000	145,692.000	
	国債証券	NETHER 3.75 01/15/42	73,000.000	105,852.920	
	国債証券	NETHER 5.5 01/15/28	283,000.000	428,235.600	
	国債証券	OBL 1.25 10/14/16	319,000.000	326,735.750	
	国債証券	RAGB 3.15 06/20/44	191,000.000	249,319.940	
	国債証券	RFGB 3.875 09/15/17	175,000.000	194,092.500	
	国債証券	ROMANI 3.625 04/24/24	180,000.000	194,526.000	
	国債証券	ROMANI 4.875 11/07/19	80,000.000	91,780.000	
	国債証券	ROMANI 6.5 06/18/18	64,000.000	75,613.440	
	国債証券	SLOREP 5.125 03/30/26	85,000.000	104,805.000	
	国債証券	SPGB 4.25 10/31/16	303,000.000	325,525.020	
	国債証券	SPGB 4.6 07/30/19	109,000.000	127,017.700	
	国債証券	SPGB 4.65 07/30/25	279,000.000	341,900.550	
	国債証券	SPGB 4.85 10/31/20	155,000.000	186,844.750	
	国債証券	SPGB 5.5 07/30/17	306,000.000	345,822.840	
	国債証券	SPGB 5.85 01/31/22	160,000.000	207,243.200	
	社債券	BACR 4 10/07/19	100,000.000	117,535.000	
	社債券	DNBNO 1.125 11/12/18	100,000.000	103,440.000	
	社債券	HAA 2.375 12/13/22	200,000.000	211,160.000	
	社債券	MONTE 3.5 03/20/17	100,000.000	105,780.000	
	小計（ユーロ）56銘柄		14,647,000.000	17,292,384.340 (2,534,371,849)	
合計				5,426,864,467 (5,426,864,467)	

（注）1. 各種通貨ごとの小計の欄における(　)内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄は邦貨金額を表示しております。(　)内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入有価証券 時価比率※	有価証券の合計 金額に対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	15銘柄	33.11%	35.25%
	特殊債券	1銘柄		
	社債券	100銘柄		
オーストラリア・ドル	国債証券	1銘柄	1.48%	1.58%
	地方債証券	1銘柄		
	特殊債券	1銘柄		
シンガポール・ドル	国債証券	2銘柄	1.48%	1.58%
イギリス・ポンド	国債証券	7銘柄	7.02%	7.47%
イスラエル・シュケル	国債証券	1銘柄	0.39%	0.41%
デンマーク・クローネ	国債証券	1銘柄	0.93%	1.00%
スウェーデン・クローナ	国債証券	3銘柄	0.65%	0.69%
メキシコ・ペソ	国債証券	4銘柄	3.26%	3.47%
マレーシア・リンギット	国債証券	2銘柄	0.51%	0.54%
南アフリカ・ランド	国債証券	2銘柄	0.64%	0.68%
ポーランド・ズロチ	国債証券	1銘柄	0.59%	0.63%
ユーロ	国債証券	52銘柄	43.87%	46.70%
	社債券	4銘柄		

※組入有価証券時価比率とは、純資産額に対する比率であります。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等並びに時価の状況表
注記表中の(デリバティブ取引等関係に関する注記)で記載しており、ここでは省略しております。

【大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第12期 平成25年11月19日現在	第13期 平成26年11月19日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	4,999,720,616	5,971,446,592
未収入金	537,180	5,295,635
流動資産合計	5,000,257,796	5,976,742,227
資産合計	5,000,257,796	5,976,742,227
負債の部		
流動負債		
未払解約金	830,026	6,001,785
未払受託者報酬	2,006,254	2,373,494
未払委託者報酬	25,580,160	30,262,650
その他未払費用	379,969	450,668
流動負債合計	28,796,409	39,088,597
負債合計	28,796,409	39,088,597
純資産の部		
元本等		
元本	3,279,625,475	3,481,969,774
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,691,835,912	2,455,683,856
（分配準備積立金）	772,625,270	1,338,244,971
元本等合計	4,971,461,387	5,937,653,630
純資産合計	4,971,461,387	5,937,653,630
負債純資産合計	5,000,257,796	5,976,742,227

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期 自 平成24年11月20日 至 平成25年11月19日	第13期 自 平成25年11月20日 至 平成26年11月19日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,299,937,493	707,682,888
営業収益合計	1,299,937,493	707,682,888
営業費用		
受託者報酬	3,801,529	4,508,489
委託者報酬	48,470,475	57,484,261
その他費用	379,969	450,668
営業費用合計	52,651,973	62,443,418
営業利益又は営業損失（△）	1,247,285,520	645,239,470
経常利益又は経常損失（△）	1,247,285,520	645,239,470
当期純利益又は当期純損失（△）	1,247,285,520	645,239,470
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	94,908,799	14,432,922
期首剰余金又は期首欠損金（△）	450,437,641	1,691,835,912
剰余金増加額又は欠損金減少額	144,077,733	286,409,369
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	144,077,733	286,409,369
剰余金減少額又は欠損金増加額	55,056,183	153,367,973
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	55,056,183	153,367,973
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,691,835,912	2,455,683,856

（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第13期 自　平成25年11月20日 至　平成26年11月19日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第12期 平成25年11月19日現在	第13期 平成26年11月19日現在
１．元本状況		
期首元本額	3,269,287,378円	3,279,625,475円
期中追加設定元本額	381,945,305円	498,211,684円
期中一部解約元本額	371,607,208円	295,867,385円
２．受益権の総数	3,279,625,475口	3,481,969,774口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第12期 自　平成24年11月20日 至　平成25年11月19日	第13期 自　平成25年11月20日 至　平成26年11月19日
１．親投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 5,286,990円	１．親投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 6,202,378円
２．分配金の計算過程 該当事項はありません。	２．分配金の計算過程 該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）
Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	第13期 自　平成25年11月20日 至　平成26年11月19日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	第13期 平成26年11月19日現在
１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
第12期（平成25年11月19日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,143,545,125
合計	1,143,545,125

第13期（平成26年11月19日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	687,230,747
合計	687,230,747

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
第12期（平成25年11月19日現在）
該当事項はありません。

第13期（平成26年11月19日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
第13期（自　平成25年11月20日　至　平成26年11月19日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

第12期 平成25年11月19日現在	第13期 平成26年11月19日現在
１口当たり純資産額 1.5159円 「１口＝１円（10,000口＝15,159円）」	１口当たり純資産額 1.7053円 「１口＝１円（10,000口＝17,053円）」

（４）【附属明細表】
有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託受益証券	年金日本株式マザーファンド	1,210,104,406	2,127,484,556	
	親投資信託受益証券	年金日本債券マザーファンド	1,906,269,091	2,205,743,965	
	親投資信託受益証券	インターナショナル株式マザーファンド	360,728,210	1,009,822,551	
	親投資信託受益証券	インターナショナル債券マザーファンド	240,157,273	628,395,520	
合計　４銘柄			3,717,258,980	5,971,446,592	

＜参考＞
当ファンドは、「年金日本株式マザーファンド」、「年金日本債券マザーファンド」、「インターナショナル株式マザーファンド」及び「インターナショナル債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。
同マザーファンドの状況は、前記「大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０」に記載のとおりであります。

【大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第12期 平成25年11月19日現在	第13期 平成26年11月19日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	4,368,631,721	5,333,663,373
未収入金	4,575,440	11,156,575
流動資産合計	4,373,207,161	5,344,819,948
資産合計	4,373,207,161	5,344,819,948
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,626,385	18,082,023
未払受託者報酬	1,737,521	2,092,665
未払委託者報酬	26,497,815	31,913,660
その他未払費用	320,461	394,838
流動負債合計	36,182,182	52,483,186
負債合計	36,182,182	52,483,186
純資産の部		
元本等		
元本	2,476,227,161	2,603,330,053
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,860,797,818	2,689,006,709
（分配準備積立金）	883,545,367	1,471,270,075
元本等合計	4,337,024,979	5,292,336,762
純資産合計	4,337,024,979	5,292,336,762
負債純資産合計	4,373,207,161	5,344,819,948

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期 自 平成24年11月20日 至 平成25年11月19日	第13期 自 平成25年11月20日 至 平成26年11月19日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,411,212,906	789,182,662
営業収益合計	1,411,212,906	789,182,662
営業費用		
受託者報酬	3,206,304	3,950,222
委託者報酬	48,897,445	60,242,286
その他費用	320,461	394,838
営業費用合計	52,424,210	64,587,346
営業利益又は営業損失（△）	1,358,788,696	724,595,316
経常利益又は経常損失（△）	1,358,788,696	724,595,316
当期純利益又は当期純損失（△）	1,358,788,696	724,595,316
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	127,621,631	26,327,124
期首剰余金又は期首欠損金（△）	479,467,916	1,860,797,818
剰余金増加額又は欠損金減少額	230,233,208	385,377,731
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	230,233,208	385,377,731
剰余金減少額又は欠損金増加額	80,070,371	255,437,032
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	80,070,371	255,437,032
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,860,797,818	2,689,006,709

（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第13期 自　平成25年11月20日 至　平成26年11月19日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第12期 平成25年11月19日現在	第13期 平成26年11月19日現在
１．元本状況		
期首元本額	2,417,391,801円	2,476,227,161円
期中追加設定元本額	419,578,520円	465,045,301円
期中一部解約元本額	360,743,160円	337,942,409円
２．受益権の総数	2,476,227,161口	2,603,330,053口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第12期 自　平成24年11月20日 至　平成25年11月19日	第13期 自　平成25年11月20日 至　平成26年11月19日
１．親投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 5,512,059円	１．親投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 7,034,668円
２．分配金の計算過程 該当事項はありません。	２．分配金の計算過程 該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）
Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	第13期 自　平成25年11月20日 至　平成26年11月19日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	第13期 平成26年11月19日現在
１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
第12期（平成25年11月19日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,193,599,106
合計	1,193,599,106

第13期（平成26年11月19日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	761,688,525
合計	761,688,525

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
第12期（平成25年11月19日現在）
該当事項はありません。

第13期（平成26年11月19日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
第13期（自　平成25年11月20日　至　平成26年11月19日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

第12期 平成25年11月19日現在	第13期 平成26年11月19日現在
１口当たり純資産額 1.7515円 「１口＝１円（10,000口＝17,515円）」	１口当たり純資産額 2.0329円 「１口＝１円（10,000口＝20,329円）」

（４）【附属明細表】
有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託受益証券	年金日本株式マザーファンド	1,492,254,141	2,623,532,005	
	親投資信託受益証券	年金日本債券マザーファンド	786,466,380	910,020,248	
	親投資信託受益証券	インターナショナル株式マザーファンド	458,579,412	1,283,747,205	
	親投資信託受益証券	インターナショナル債券マザーファンド	197,341,556	516,363,915	
合計　４銘柄			2,934,641,489	5,333,663,373	

「＜参考＞
当ファンドは、「年金日本株式マザーファンド」、「年金日本債券マザーファンド」、「インターナショナル株式マザーファンド」及び「インターナショナル債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。
同マザーファンドの状況は、前記「大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０」に記載のとおりであります。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成26年12月末現在）

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０

Ⅰ　資産総額	3,043,735,115	円
Ⅱ　負債総額	6,830,726	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,036,904,389	円
Ⅳ　発行済数量	2,039,848,661	口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.4888	円

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０

Ⅰ　資産総額	6,023,848,007	円
Ⅱ　負債総額	9,084,604	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	6,014,763,403	円
Ⅳ　発行済数量	3,476,873,978	口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.7299	円

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０

Ⅰ　資産総額	5,398,779,871	円
Ⅱ　負債総額	15,302,648	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	5,383,477,223	円
Ⅳ　発行済数量	2,611,310,917	口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.0616	円

（参考）年金日本株式マザーファンド

Ⅰ　資産総額	80,107,178,422	円
Ⅱ　負債総額	315,682,283	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	79,791,496,139	円
Ⅳ　発行済数量	45,006,454,765	口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.7729	円

（参考）年金日本債券マザーファンド

Ⅰ　資産総額	16,382,890,780	円
Ⅱ　負債総額	836,431,827	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	15,546,458,953	円
Ⅳ　発行済数量	13,231,113,276	口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1750	円

（参考）インターナショナル株式マザーファンド

Ⅰ　資産総額	54,491,655,047	円
Ⅱ　負債総額	414,621,093	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	54,077,033,954	円
Ⅳ　発行済数量	18,802,652,074	口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.8760	円

（参考）インターナショナル債券マザーファンド

Ⅰ　資産総額	5,951,338,755	円
Ⅱ　負債総額	152,075,435	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	5,799,263,320	円
Ⅳ　発行済数量	2,164,734,747	口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.6790	円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１　名義書換手続など

該当事項はありません。

２　受益者名簿

作成しません。

３　受益者集会

開催しません。

4　受益者に対する特典
ありません。

5　受益権の譲渡
①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

6　受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

7　受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

8　償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

9　質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（注）委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(１)資本金の額

資本金の額：20億円（平成26年12月末現在）

会社が発行する株式総数：12,800,000株

発行済株式総数：3,850,000株

最近５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(２)会社の機構

会社は、８名以内で構成される取締役により運営されます。取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる総株主の議決権の３分の２以上を有する株主が出席し、議決権を行使することができる総株主の議決権の３分の２以上をもってこれを行います。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長、取締役副社長各１名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また代表取締役は２名とし、取締役社長および取締役副社長がこれに就任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、招集通知は３日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の６名以上が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

＜投信運用の意思決定プロセス＞

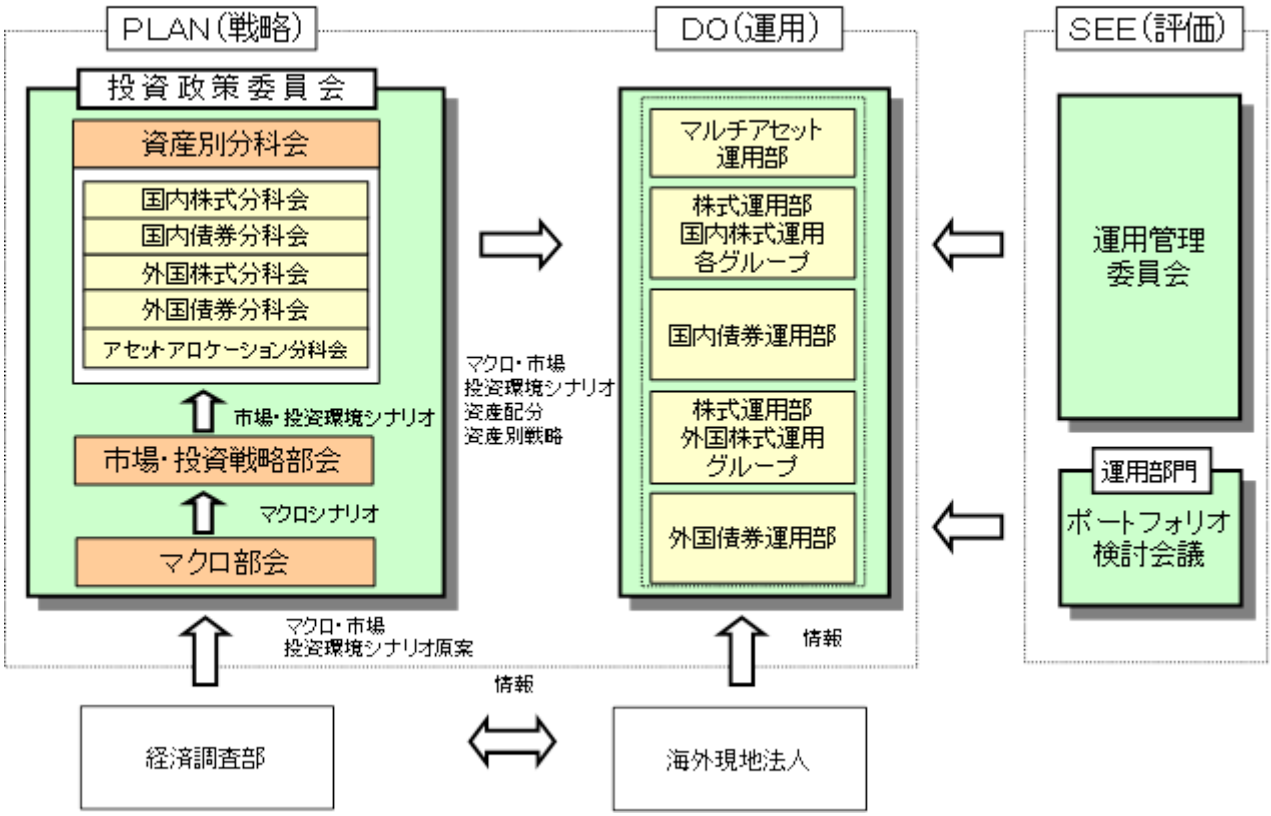

２【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友フィナンシャルグループ）および大和證券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）の戦略的提携により平成11年４月１日付で、大和投資顧問株式会社と住銀投資顧問株式会社およびエス・ビー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併して設立された会社です。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成26年12月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、240本であり、その純資産総額は、約3,239,550百万円です（なお、親投資信託83本は、ファンド数及び純資産総額からは除いております。）。

種類	ファンド数	純資産総額
単位型株式投資信託	17	166,677百万円
追加型株式投資信託	212	2,982,516百万円
単位型公社債投資信託	11	90,355百万円
合計	240	3,239,550百万円

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。
また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

２．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第42期事業年度（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）の財務諸表及び、第43期中間会計期間（平成26年４月１日から平成26年９月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

（１）【貸借対照表】　（単位：千円）

		第41期 （平成25年3月31日）	第42期 （平成26年3月31日）
資産の部			
流動資産			
現金・預金		17,579,316	17,588,077
前払費用		156,563	149,868
未収委託者報酬		2,378,328	2,410,896
未収運用受託報酬		799,736	895,204
未収収益		21,990	15,769
繰延税金資産		473,110	490,240
その他		3,144	13,019
流動資産計		21,412,190	21,563,076
固定資産			
有形固定資産			
建物	※1	183,873	162,431
器具備品	※1	87,233	68,912
土地		710	710
リース資産	※1	8,895	9,490
有形固定資産計		280,711	241,544
無形固定資産			
ソフトウエア		261,979	173,597

ソフトウエア仮勘定	―	3,150
電話加入権	12,706	12,706
無形固定資産計	274,685	189,454
投資その他の資産		
投資有価証券	5,125,836	5,381,370
関係会社株式	1,169,774	1,169,774
従業員長期貸付金	1,904	2,299
長期差入保証金	509,430	511,366
出資金	132,660	132,660
繰延税金資産	548,043	611,818
その他	1,716	2,209
貸倒引当金	△70,650	△70,650
投資その他の資産計	7,418,714	7,740,848
固定資産計	7,974,112	8,171,846
資産合計	29,386,302	29,734,923

（単位：千円）

	第41期 （平成25年3月31日）	第42期 （平成26年3月31日）
負債の部		
流動負債		
リース債務	3,396	3,558
未払金	165,892	158,035
未払手数料	1,113,859	1,109,332
未払費用	1,127,749	1,020,908
未払法人税等	939,336	1,316,049
賞与引当金	880,000	955,000
役員賞与引当金	73,000	80,000
その他	20,203	21,473
流動負債計	4,323,437	4,664,357
固定負債		
リース債務	5,944	6,569
退職給付引当金	1,268,146	1,391,001
役員退職慰労引当金	148,470	116,430
固定負債計	1,422,561	1,514,000
負債合計	5,745,998	6,178,358

（単位：千円）

	第41期 （平成25年3月31日）	第42期 （平成26年3月31日）
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	19,981,120	19,953,563
利益剰余金合計	21,424,851	21,397,294
株主資本合計	23,581,120	23,553,563
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	59,183	3,001
評価・換算差額等合計	59,183	3,001
純資産合計	23,640,304	23,556,565
負債純資産合計	29,386,302	29,734,923

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第41期 （自　平成24年4月1日 至　平成25年3月31日）	第42期 （自　平成25年4月1日 至　平成26年3月31日）
営業収益		
運用受託報酬	2,960,778	3,557,574
委託者報酬	27,854,931	27,766,163
その他営業収益	90,710	69,161
営業収益計	30,906,420	31,392,899
営業費用		
支払手数料	13,056,993	13,355,205
広告宣伝費	175,532	204,927
公告費	1,059	269

調査費		
調査費	1,114,992	1,191,119
委託調査費	4,000,398	3,772,225
委託計算費	131,444	145,854
営業雑経費		
通信費	31,982	35,588
印刷費	404,102	495,807
協会費	27,397	26,478
諸会費	4,830	2,206
その他	30,634	34,597
営業費用計	18,979,368	19,264,279
一般管理費		
給料		
役員報酬	201,630	201,630
給料・手当	2,883,776	2,983,202
賞与	55,582	92,691
退職金	4,450	5,583
福利厚生費	559,967	614,668
交際費	22,159	19,862
旅費交通費	146,403	167,353
租税公課	72,111	74,265
不動産賃借料	726,878	618,978
退職給付費用	213,305	222,235
固定資産減価償却費	79,314	77,093
賞与引当金繰入額	873,819	939,093
役員退職慰労引当金繰入額	38,530	38,530
役員賞与引当金繰入額	67,700	87,400
諸経費	255,296	290,905
一般管理費計	6,200,926	6,433,492
営業利益	5,726,125	5,695,126
営業外収益		
受取配当金	25,045	34,957
受取利息	3,232	3,291
投資有価証券売却益	33,455	68,331
為替差益	2,945	1,706
その他	11,668	11,918
営業外収益計	76,346	120,205
営業外費用		

投資有価証券売却損		―	23,470
その他		55	―
営業外費用計		55	23,470
経常利益		5,802,417	5,791,861
特別利益			
投資有価証券売却益		42,767	―
特別利益計		42,767	―
特別損失			
投資有価証券売却損	※1	111,382	―
固定資産除却損		7	1,884
その他		4,575	―
特別損失計		115,965	1,884
税引前当期純利益		5,729,219	5,789,977
法人税、住民税及び事業税		2,213,779	2,321,531
法人税等調整額		△32,604	△49,846
法人税等合計		2,181,175	2,271,684
当期純利益		3,548,044	3,518,293

（３）【株主資本等変動計算書】

第41期　（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	18,204,076
当期変動額						
剰余金の配当						△1,771,000
当期純利益						3,548,044
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計						1,777,044
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	19,981,120

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期期首残高	19,647,807	21,804,076	△14,256	△14,256	21,789,820
当期変動額					
剰余金の配当	△1,771,000	△1,771,000			△1,771,000
当期純利益	3,548,044	3,548,044			3,548,044

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			73,440	73,440	73,440
当期変動額合計	1,777,044	1,777,044	73,440	73,440	1,850,484
当期末残高	21,424,851	23,581,120	59,183	59,183	23,640,304

第42期　（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	19,981,120
当期変動額						
剰余金の配当						△3,545,850
当期純利益						3,518,293
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計						△27,556
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	19,953,563

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期期首残高	21,424,851	23,581,120	59,183	59,183	23,640,304
当期変動額					
剰余金の配当	△3,545,850	△3,545,850			△3,545,850
当期純利益	3,518,293	3,518,293			3,518,293
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△56,182	△56,182	△56,182
当期変動額合計	△27,556	△27,556	△56,182	△56,182	△83,739
当期末残高	21,397,294	23,553,563	3,001	3,001	23,556,565

注記事項
重要な会計方針

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2.固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、平成10年４月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　15～30年

器具備品　4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3.引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

（損益計算書関係）

前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「固定資産除却損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別損失」の「その他」に表示していた4,583千円は、「固定資産除却損」7千円、「その他」4,575千円として組み替えております。

（貸借対照表関係）

第41期 （平成25年3月31日）	第42期 （平成26年3月31日）
※1.有形固定資産の減価償却累計額	※1.有形固定資産の減価償却累計額
建物　354,743千円	建物　389,326千円
器具備品　307,425千円	器具備品　282,257千円
リース資産　7,382千円	リース資産　10,890千円
2.保証債務	2.保証債務
被保証者　従業員	被保証者　従業員
被保証債務の内容　住宅ローン	被保証債務の内容　住宅ローン
金額　15,346千円	金額　11,273千円

（損益計算書関係）

関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	第41期 （自　平成24年4月1日 至　平成25年3月31日）	第42期 （自　平成25年4月1日 至　平成26年3月31日）
※1.投資有価証券売却損	111,382千円	―

（株主資本等変動計算書関係）

第41期（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）

1.発行済株式に関する事項　（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	―	―	3,850
合　　計	3,850	―	―	3,850

2.配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月29日定時株主総会	普通株式	1,771,000	460	平成24年3月31日	平成24年6月29日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月24日定時株主総会	普通株式	3,545,850	利益剰余金	921	平成25年3月31日	平成25年6月25日

第42期（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

1.発行済株式に関する事項　（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	―	―	3,850
合　　計	3,850	―	―	3,850

2.配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月24日定時株主総会	普通株式	3,545,850	921	平成25年3月31日	平成25年6月25日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年6月24日定時株主総会	普通株式	3,515,050	利益剰余金	913	平成26年3月31日	平成26年6月25日

（金融商品関係）

1.金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。

その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て１年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に係る再委託手数料であります。

これらの債務は、全て１年以内の債務であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

また、デリバティブ取引についても行っておりません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（(注2)を参照ください）。

第41期（平成25年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	17,579,316	17,579,316	－
（2）未収委託者報酬	2,378,328	2,378,328	－

（3）未収運用受託報酬	799,736	799,736	―
（4）投資有価証券 その他有価証券	5,074,700	5,074,700	―
資産計	25,832,081	25,832,081	―
（1）未払手数料	1,113,859	1,113,859	―
（2）未払費用（*1）	853,268	853,268	―
負債計	1,967,127	1,967,127	―

（*1）金融商品に該当するものを表示しております。

第42期（平成26年3月31日）　　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	17,588,077	17,588,077	―
（2）未収委託者報酬	2,410,896	2,410,896	―
（3）未収運用受託報酬	895,204	895,204	―
（4）投資有価証券 その他有価証券	5,330,234	5,330,234	―
資産計	26,224,413	26,224,413	―
（1）未払手数料	1,109,332	1,109,332	―
（2）未払費用（*1）	752,915	752,915	―
負債計	1,862,248	1,862,248	―

（*1）金融商品に該当するものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、及び（3）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

（1）未払手数料、及び（2）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	第41期（平成25年3月31日）	第42期（平成26年3月31日）
（1）その他有価証券 非上場株式	51,135	51,135
（2）子会社株式 非上場株式	1,169,774	1,169,774
（3）長期差入保証金	509,430	511,366

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、（1）その他有価証券の非上場株式については2.（4）投資有価証券には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第41期（平成25年3月31日）　　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	17,579,316	―	―	―

未収委託者報酬	2,378,328	－	－	－
未収運用受託報酬	799,736	－	－	－
投資有価証券				
その他有価証券の				
うち満期があるもの	－	1,106,722	4,006	－
合計	20,757,380	1,106,722	4,006	－

第42期（平成26年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	17,588,077	－	－	－
未収委託者報酬	2,410,896	－	－	－
未収運用受託報酬	895,204	－	－	－
投資有価証券				
その他有価証券の				
うち満期のあるもの	1,141,800	1,960,844	1,113,993	－
合計	22,035,978	1,960,844	1,113,993	－

（有価証券関係）

1.子会社株式

第41期（平成25年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 1,169,774千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第42期（平成26年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 1,169,774千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

第41期（平成25年3月31日）　（単位:千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他 証券投資信託の受益証券	3,683,580	3,683,580	100,780
小計	3,683,580	3,582,800	100,780
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの その他 証券投資信託の受益証券	1,391,120	1,400,000	△8,880
小計	1,391,120	1,400,000	△8,880
合計	5,074,700	4,982,800	91,900

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第42期（平成26年3月31日）　（単位:千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他 証券投資信託の受益証券	3,171,477	3,105,800	65,677

小計	3,171,477	3,105,800	65,677
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの その他 証券投資信託の受益証券	2,158,757	2,219,774	△61,017
小計	2,158,757	2,219,774	△61,017
合計	5,330,234	5,325,574	4,660

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.当事業年度中に売却したその他有価証券

第41期（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）

（単位:千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	953,041	76,223	111,382

第42期（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）

（単位:千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	2,506,861	68,331	23,470

（退職給付関係）

第41期（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2.退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

区分	第41期 （平成25年3月31日）
退職給付債務	1,268,146
退職給付引当金	1,268,146

3.退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

区分	第41期 （自　平成24年4月1日 至　平成25年3月31日）
勤務費用	156,423
確定拠出年金掛金	56,882
退職給付費用	213,305

第42期（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2.簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を採用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付引当金の期首残高	1,268,146
退職給付費用	162,502
退職給付の支払額	△76,988
その他	37,340
退職給付引当金の期末残高	1,391,001

（注）その他は、転籍者の退職給付引当金受入れ額であります。

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

積立型制度の退職給付債務	－
年金資産	－
	－
非積立型制度の退職給付債務	1,391,001
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,391,001
退職給付引当金	1,391,001
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,391,001

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　162,502千円

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、59,733千円であります。

（表示方法の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業年度より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、（退職給付関係）注記の表示方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、（退職給付関係）の注記の組替えは行っておりません。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	第41期 （平成25年3月31日）	第42期 （平成26年3月31日）
(1)流動資産		
繰延税金資産		
未払事業税	78,096	89,569
賞与引当金	334,400	339,980
社会保険料	33,579	33,038
未払事業所税	5,144	4,961
その他	21,890	22,690

繰延税金資産合計	473,110	490,240
(2)固定資産		
繰延税金資産		
退職給付引当金	454,741	495,196
投資有価証券	2,469	2,469
ゴルフ会員権	32,333	32,333
役員退職慰労引当金	55,431	41,449
その他	70,587	76,831
繰延税金資産小計	615,562	648,280
評価性引当額	△ 34,803	△ 34,803
繰延税金資産合計	580,759	613,477
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 32,716	△ 1,659
繰延税金負債合計	△ 32,716	△ 1,659
繰延税金資産の純額	548,043	611,818

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。

これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の38.0%から35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産は36,865千円減少し、法人税等調整額が36,865千円増加しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第41期（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	27,854,931	2,960,778	90,710	30,906,420

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

第42期（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

1.　製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	27,766,163	3,557,574	69,161	31,392,899

2.　地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第41期（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	5,028,224	未払手数料	536,727
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	2,621,684	未払手数料	250,310

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

※2　上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

第42期（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)

その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	5,613,672	未払手数料	488,758
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	3,142,899	未払手数料	277,360

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

※2　上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

（１株当たり情報）

	第41期 （自　平成24年4月1日 至　平成25年3月31日）	第42期 （自　平成25年4月1日 至　平成26年3月31日）
1株当たり純資産額	6,140円34銭	6,118円59銭
1株当たり当期純利益金額	921円57銭	913円84銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第41期 （自　平成24年4月1日 至　平成25年3月31日）	第42期 （自　平成25年4月1日 至　平成26年3月31日）
当期純利益(千円)	3,548,044	3,518,293
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（千円）	3,548,044	3,518,293
普通株式の期中平均株式数（千株）	3,850	3,850

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

（単位:千円）

	当中間会計期間 （平成26年9月30日）
資産の部	
流動資産	
現金・預金	14,374,535
前払費用	210,753
未収委託者報酬	2,733,612
未収運用受託報酬	1,083,643

未収収益		15,860
繰延税金資産		342,992
その他		14,504
流動資産計		18,775,901
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	148,952
器具備品	※1	62,472
土地		710
リース資産	※1	7,828
有形固定資産計		219,963
無形固定資産		133,809
投資その他の資産		
投資有価証券		6,684,246
関係会社株式		1,169,774
従業員長期貸付金		3,121
長期差入保証金		511,474
出資金		132,660
繰延税金資産		582,536
その他		1,896
貸倒引当金		△ 70,650
投資その他の資産計		9,015,058
固定資産計		9,368,831
資産合計		28,144,733

（単位：千円）

		当中間会計期間 （平成26年9月30日）
負債の部		
流動負債		
リース債務		3,565
未払金	※2	398,003
未払手数料		1,258,456
未払費用		1,281,835
未払法人税等		953,115
前受収益		60,698
賞与引当金		581,300
役員賞与引当金		36,500

その他	23,185
流動負債計	4,596,659
固定負債	
リース債務	4,787
退職給付引当金	1,426,338
役員退職慰労引当金	128,685
固定負債計	1,559,810
負債合計	6,156,470
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	156,268
資本剰余金合計	156,268
利益剰余金	
利益準備金	343,731
その他利益剰余金	
別途積立金	1,100,000
繰越利益剰余金	18,306,274
利益剰余金合計	19,750,005
株主資本合計	21,906,274
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	81,988
評価・換算差額等合計	81,988
純資産合計	21,988,262
負債純資産合計	28,144,733

（２）中間損益計算書

（単位:千円）

		当中間会計期間 （自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）
営業収益		
委託者報酬		14,314,909
運用受託報酬		1,641,023
その他営業収益		27,465
営業収益計		15,983,398
営業費用		9,880,033
一般管理費	※１	3,181,680
営業利益		2,921,683

営業外収益	
受取配当金	12,105
受取利息	1,425
投資有価証券売却益	1,613
為替差益	473
雑収入	212
営業外収益計	15,830
営業外費用	
投資有価証券売却損	8
営業外費用計	8
経常利益	2,937,505
特別損失	
固定資産除却損	95
特別損失計	95
税引前中間純利益	2,937,410
法人税、住民税及び事業税	936,783
法人税等調整額	132,866
法人税等合計	1,069,649
中間純利益	1,867,760

（３）株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自　平成26年4月1日　至　平成26年9月30日）　（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	19,953,563
当中間期変動額						
剰余金の配当						△3,515,050
中間純利益						1,867,760
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						

当中間期変動額合計	―	―	―	―	―	△1,647,289
当中間期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	18,306,274

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	21,397,294	23,553,563	3,001	3,001	23,556,565
当中間期変動額					
剰余金の配当	△3,515,050	△3,515,050			△3,515,050
中間純利益	1,867,760	1,867,760			1,867,760
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			78,986	78,986	78,986
当中間期変動額合計	△1,647,289	△1,647,289	78,986	78,986	△1,568,302
当中間期末残高	19,750,005	21,906,274	81,988	81,988	21,988,262

注記事項

（重要な会計方針）

1．資産の評価基準及び評価方法	有価証券 (1)子会社株式　…総平均法による原価法 (2)その他有価証券 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの…総平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物15年～30年、器具備品3年～16年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。 (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
３．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間の負担額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当中間会計期間末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末の要支給額を計上しております。
４．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間（平成26年9月30日）
※１．有形固定資産の減価償却累計額　639,082千円 ※２．消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。 ３．保証債務 被保証者　従業員 被保証債務の内容　住宅ローン 金額　9,214千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日　至 平成26年9月30日）		
※１．減価償却実施額	有形固定資産	29,236千円
	無形固定資産	57,694千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日　至 平成26年9月30日）

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（千株）	3,850	―	―	3,850

2.配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月24日定時株主総会	普通株式	3,515,050	913	平成26年3月31日	平成26年6月25日

（金融商品関係）

当中間会計期間（平成26年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注2）を参照ください。）

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	14,374,535	14,374,535	―
（2）未収委託者報酬	2,733,612	2,733,612	―
（3）未収運用受託報酬	1,083,643	1,083,643	―
（4）投資有価証券			
その他有価証券	6,633,111	6,633,111	―
資産計	24,824,901	24,824,901	―
（1）未払手数料	1,258,456	1,258,456	―
（2）未払費用　※1	987,541	987,541	―
負債計	2,245,997	2,245,997	―

（※1） 金融商品に該当するものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、及び（3）未収運用受託報酬

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

（1）未払手数料及び（2）未払費用

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
（1）その他有価証券 非上場株式	51,135
（2）子会社株式 非上場株式	1,169,774
（3）長期差入保証金	511,474

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間（平成26年9月30日）

1.子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額　関係会社株式1,169,774千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

（単位：千円）

区　　分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託の受益証券	4,558,833	4,415,800	143,033
小計	4,558,833	4,415,800	143,033
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託の受益証券	2,074,278	2,090,000	△15,722
小計	2,074,278	2,090,000	△15,722
合計	6,633,111	6,505,800	127,311

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（平成26年9月30日）

デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自　平成26年4月1日　至　平成26年9月30日）

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自　平成26年4月1日　至　平成26年9月30日）

1.サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	14,314,909	1,641,023	27,465	15,983,398

2.地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自　平成26年4月1日　至　平成26年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自　平成26年4月1日　至　平成26年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自　平成26年4月1日　至　平成26年9月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
（1）１株当たり純資産額	5,711円24銭
（算定上の基礎）	
純資産の部の合計額(千円)	21,988,262
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	―
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	21,988,262
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(千株)	3,850

１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 平成26年4月１日 至 平成26年9月30日)
（2）１株当たり中間純利益金額	485円13銭
（算定上の基礎）	
中間純利益金額(千円)	1,867,760
普通株式に帰属しない金額(千円)	―
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	1,867,760
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(１)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(２)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(３)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(４)および(５)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(４)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(５)上記(３)および(４)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

(１)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(２)訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

委託会社の営業年度は、毎年４月１日より翌年３月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(１)受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成26年９月末現在	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜参考：再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）の概要＞

・資本金：51,000百万円（平成26年９月末現在）

・事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

・再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(２)投資顧問会社

①名称

Ｔ．ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド
(T.Rowe Price International Ltd)

②資本金の額

平成26年12月末現在：172百万米ドル（約20,734百万円）

（注）米ドルの円貨換算は、平成26年12月末現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝120.55円）によります。

③事業の内容

同社（所在地：英国ロンドン）は、米国Ｔ．ロウ・プライス・グループの運用会社です。同グループの代表的な会社であるＴ．ロウ・プライス・アソシエイツ・インクは、1937年に設立された会社で、グローバルに資産運用業務を行っております。Ｔ．ロウ・プライス・アソシエイツ・インクの親会社であるＴ．ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の上場会社であり、また、Ｓ＆Ｐ500インデックスの採用銘柄です。Ｔ．ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドは、Ｔ．ロウ・プライス・グループの運用技術および調査能力を活用することができます。

(３)販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成26年９月末現在	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社三井住友銀行	1,770,996	銀行法に基づき、監督官庁の免許を受け銀行業を営んでいます。
株式会社みずほ銀行	1,404,065	
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

(１)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(２)投資顧問会社

委託会社より、運用指図に関する権限の委託を受けて運用の指図および実行を行います。

(３)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

３【資本関係】

(１)受託会社

受託会社の三井住友信託銀行株式会社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の2.1%の株式を保有しています。

(２)販売会社

①大和証券株式会社の親会社である株式会社大和証券グループ本社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の44.0%の株式を保有しています。

②株式会社三井住友銀行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループは、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の44.0%の株式を保有しています。

③三井住友信託銀行株式会社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の2.1%の株式を保有しています。

第３【その他】

１　目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について

(１)「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
(２)委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
(３)委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等を記載することがあります。
(４)請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
(５)目論見書の使用開始日を記載することがあります。
(６)投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
(７)請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
(８)「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
(９)当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
(10)ファンドの形態等を表示する文言を記載することがあります。
(11)図案を採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。

２　目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

３　当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。

４　目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月13日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯田　浩司	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久野　佳樹	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成26年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注１)　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
(注２)　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年12月26日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯田　浩司	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久野　佳樹	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０の平成25年11月20日から平成26年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０の平成26年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注１)　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
(注２)　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年12月26日

大和住銀投信投資顧問株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯田　浩司	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久野　佳樹	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０の平成25年11月20日から平成26年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０の平成26年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注１)　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
(注２)　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年12月26日

大和住銀投信投資顧問株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯田　浩司	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久野　佳樹	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０の平成25年11月20日から平成26年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０の平成26年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注１)　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
(注２)　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月８日

大和住銀投信投資顧問株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯田　浩司	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久野　佳樹	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第43期事業年度の中間会計期間（平成26年４月１日から平成26年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成26年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年４月１日から平成26年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）　上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。